

木更津市地域防災計画

第 3 編 風水害等編

《目 次》

第1章 総 則	風-1
第1節 市域の保全	風-1
第2節 浸水被害の想定	風-2
第2章 災害予防計画	風-6
第1節 防災意識の向上	風-6
第2節 水害予防対策	風-11
第3節 土砂災害予防対策	風-13
第4節 風害予防対策	風-17
第5節 雪害予防対策	風-19
第6節 火災予防対策	風-21
第7節 消防計画	風-23
第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備	風-25
第9節 情報連絡体制の整備	風-29
第10節 備蓄・物流計画	風-32
第11節 防災施設の整備	風-34
第12節 帰宅困難者等対策	風-37
第13節 防災体制の整備	風-38
第3章 災害応急対策計画	風-41
第1節 災害対策本部活動	風-41
第2節 情報収集・伝達体制	風-56
第3節 水防計画	風-70
第4節 避難計画	風-73
第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策	風-80
第6節 救助救急・医療救護活動	風-83
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	風-87
第8節 救援物資供給活動	風-93
第9節 広域応援の要請	風-96
第10節 自衛隊への災害派遣要請	風-100
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策	風-103
第12節 帰宅困難者等対策	風-106
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物対策	風-108
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	風-114
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	風-117
第16節 ボランティアの協力	風-120
第4章 災害復旧計画	風-125
第1節 被災者生活安定のための措置	風-125
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画	風-129
第3節 激甚災害の指定	風-134
第4節 災害復興	風-135

[illegible]

項目	実施担当	関係機関																						
		ページ	市長公室部	総務部	企画部	財務部	資産管理部	市民部	健康・子ども部	福祉部	環境部	経済部	都市整備部	教育部	特命部	消防部	富永田連絡所	織足連絡所	金田連絡所	中郷連絡所	避難所運営等支援班	応援職員支援班	物資供給支援班	避難所開設班
第6節 救助救急・医療救護活動		風83																						
1 救助・救急		風83													●									消防団 木更津警察署、木更津海上保安署
2 危険物等の対策		風84											●		●									君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所 千葉県東部産業保安監督部 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会
3 医療救護		風85						●							●									
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策		風87																						
1 災害警備計画		風87																						木更津警察署 木更津海上保安署
2 交通対策計画		風88				●	●					●												木更津警察署 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者
3 緊急輸送		風90										●												
4 緊急輸送の実施		風90		●		●	●					●												
5 在港船舶対策計画		風91																						港湾管理者
第8節 救援物資供給活動		風93																						
1 応急給水		風93																						かずさ水道広域連合企業団
2 食料・生活必需品等の供給		風94					●															●		
3 燃料の調達		風95				●																		
4 救援物資の受け入れ・管理		風95					●	●	●	●												●		
第9節 広域応援の要請		風96																						
1 自治体等への応援要請		風96		●																	●			
2 消防の広域応援要請		風97													●									
3 上水道・下水道事業者の相互応援		風98										●												かずさ水道広域連合企業団
4 労働力の確保		風98		●																				木更津公共職業安定所
5 広域避難の要請・受け入れ		風99		●			●					●												
第10節 自衛隊への災害派遣要請		風100																						
1 災害派遣要請の手続き		風100		●																				
2 災害派遣部隊の受入体制		風100		●																				
3 災害派遣部隊の撤収		風101		●																				
4 災害派遣部隊の活動		風101		●																				自衛隊
5 経費負担区分		風102		●																				
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策		風103																						
1 防災体制の確立		風103					●						●											各学校
2 応急教育		風104											●											各学校
3 学用品の調達及び支給		風104																						

[illegible]

第1章 総 則

第1節 市域の保全

本市は房総半島の中西部に位置し、市域は東西に長く、東部は房総丘陵が広がるが、西部は東京湾内湾に面した平地となっている。市内には県内で2番目に長い総延長88kmの小櫃川が東部から北部にかけて流下し、東京湾へと注いでいるが、治水事業等が計画的に推進されてきたこともあり、近年は風水害による大きな被害は発生していない。

しかしながら、都市化の進展、市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる避難行動要支援者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 地形・地質分布と災害特性

(1) 小櫃川・矢那川沿いの氾濫

小櫃川・矢那川に沿う低地は、両河川の氾濫と小櫃川・矢那川に注ぐ中小河川の氾濫により形成されたものである。

かつては大雨が降るとこれらの河川が氾濫し、住宅地・農地・道路等が浸水することがあった。特に、昭和45年7月1日の大雨では、浸水によって地区の孤立が生じ、自衛隊派遣、災害救助法の適用等大きな災害となった。しかし、それ以降では、河川改修工事、ダムの建設等により、両河川からの氾濫は著しく減少している。

(2) 平野と内水氾濫

本市の平野部は、勾配が非常に緩やかで、排水困難な条件下にあり、河川・排水ポンプの整備効果があり期待できない。また、砂丘に囲まれた土地が相対的に低く、湛水しやすい。このため、しばしば内水氾濫が発生している。近年では、都市化に伴い、雨水の流出が一時に発生し、浸水害の危険が増大している。また、敷地高の高い家が増加し、相対的に周囲の浸水危険が大きくなっている。

(3) 谷津と内水氾濫

丘陵地を刻む谷津では、出口付近の傾斜が緩く、流出水の流れが滞りやすく、特に、谷津の合流するところでは、水が集まりやすい。近年、谷津の開発が進展し、雨水流出が一時に発生する傾向が見られ、そのため、排水・貯留施設の整備が間に合わない場所での小規模浸水が発生した。今後は、谷津での水害防止にも配慮が必要である。

(4) 丘陵地とがけ崩れ

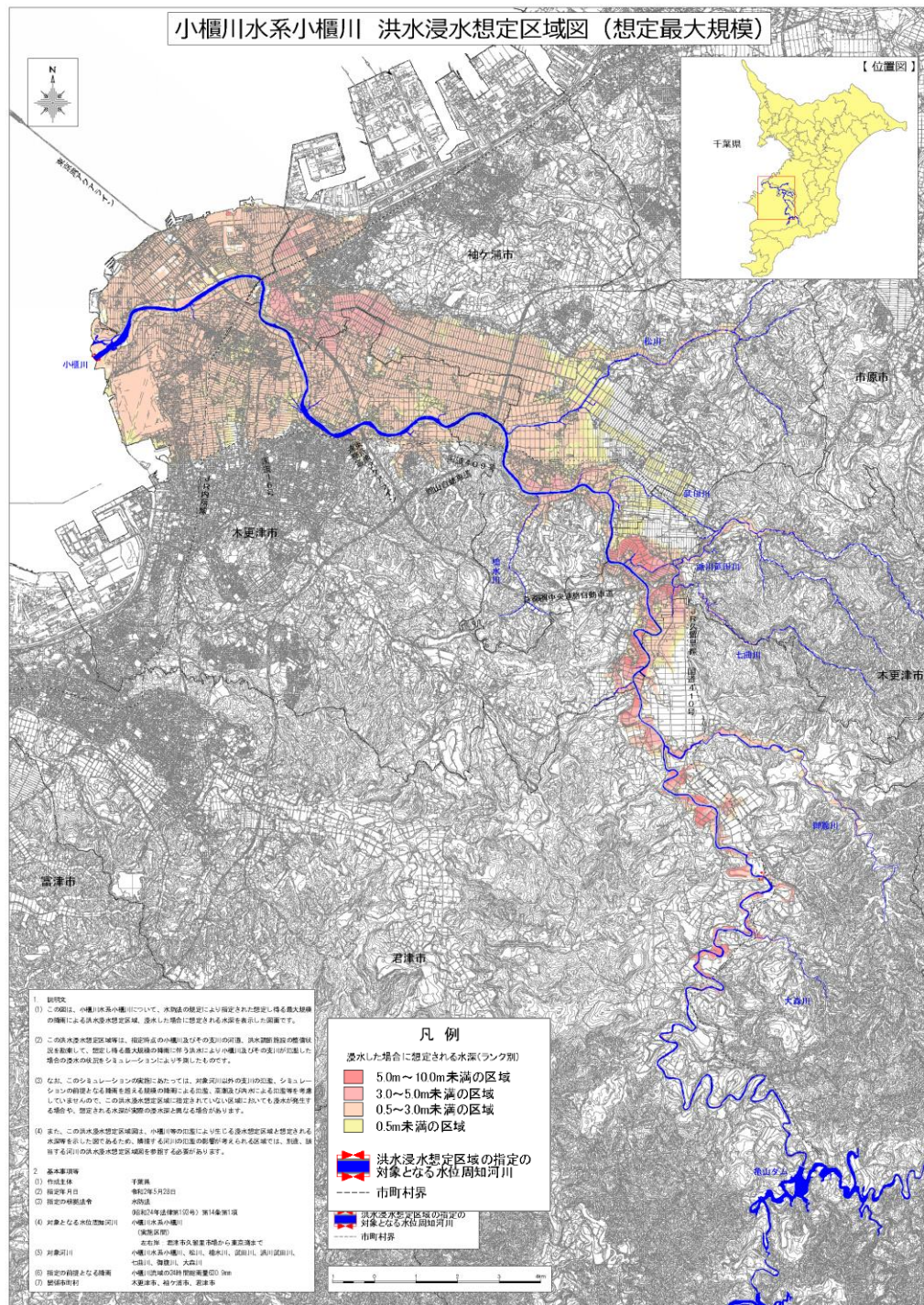
丘陵地の縁は、浸食作用の前線にあり、がけが多く見られる。また、人家裏などで切土利用されていることも多い。丘陵地を形成する泥岩・砂岩などの上総層群は、風化が進み崩れやすい。また、富来田以西の笹子・犬成・下郡地区の丘陵地では、未固結の砂層である下総層群が堆積しており、過去においてもがけ崩れが発生している。

第2節 浸水被害の想定

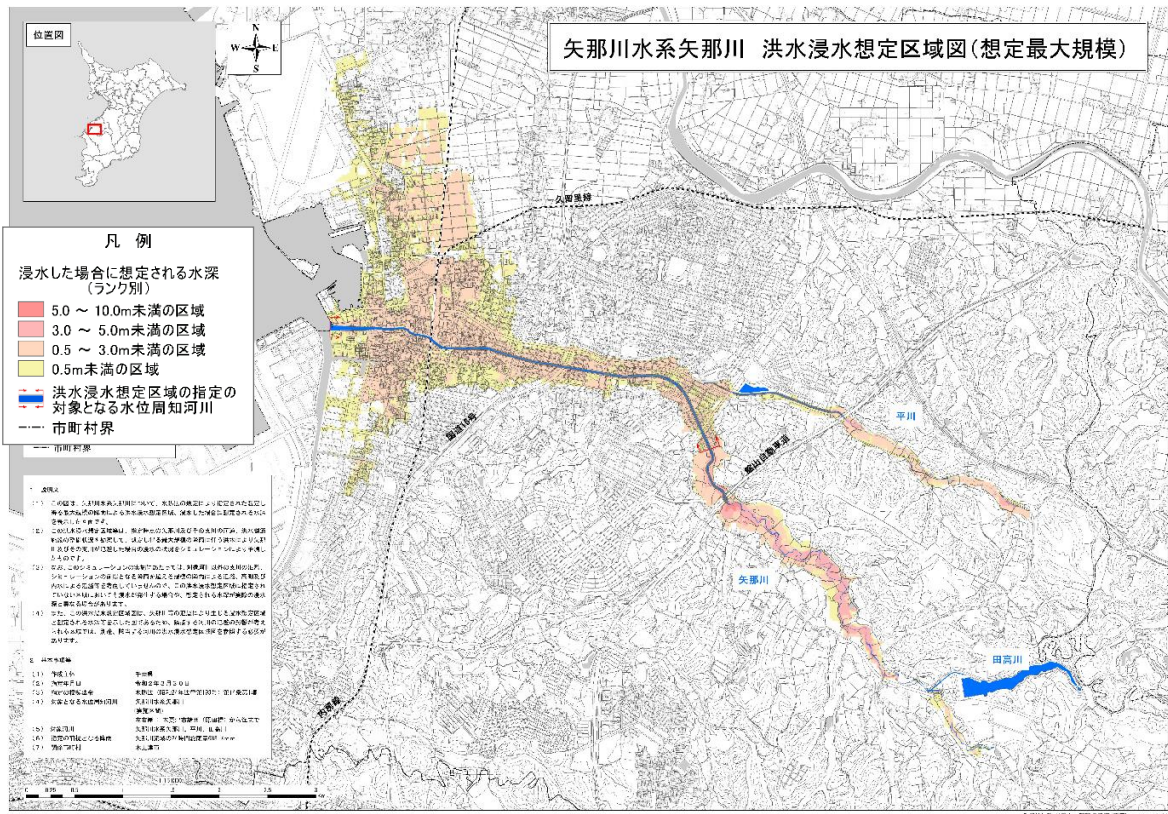
1 洪水被害の想定

県では、平成27年5月に改正された水防法（昭和24年法律第193号）により、小櫃川、矢那川、鳥田川、畑沢川、浮戸川において、想定される最大規模の大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について公表している。

本計画では、これらの浸水想定を洪水の前提条件とする。



出典：千葉県 小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和2年5月）



■矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典：千葉県 矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(令和2年3月)



■鳥田川水系鳥田川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典：千葉県 鳥田川水系鳥田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(令和4年3月)

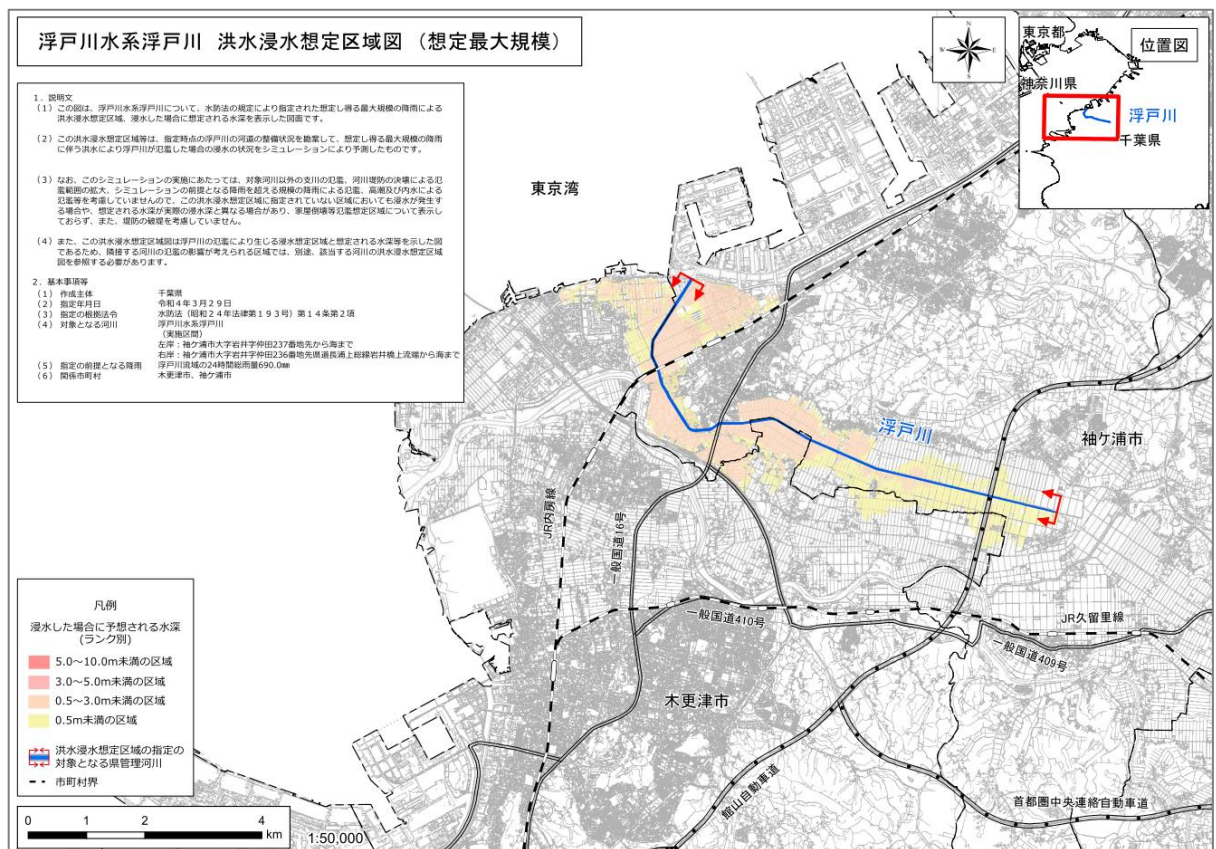
第3編 風水害等編

第1章 総則



■畑沢川水系畑沢川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県 畑沢川水系畑沢川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和4年3月）



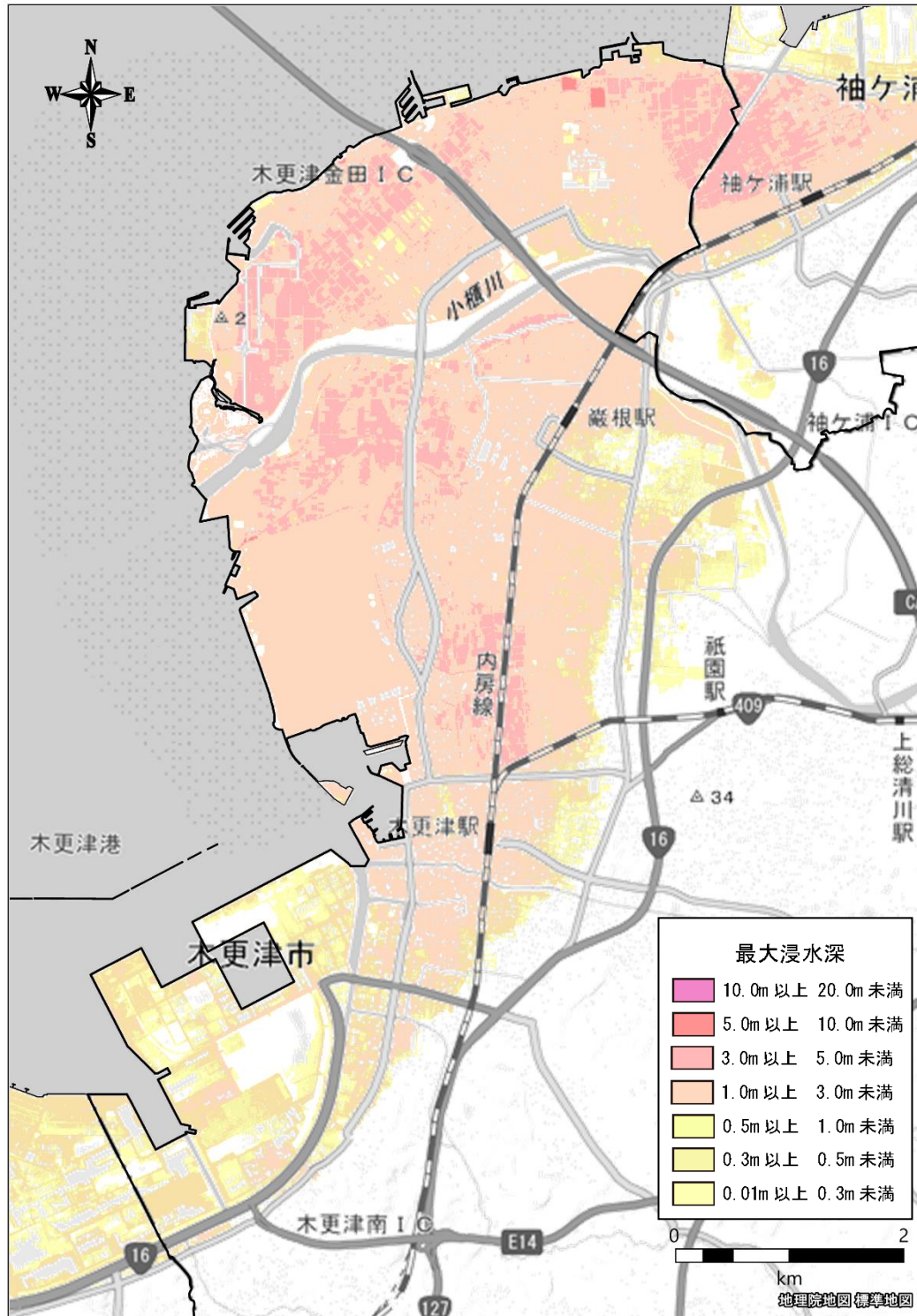
■浮戸川水系浮戸川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県 浮戸川水系浮戸川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和4年3月）

2 高潮被害の想定

県では、平成27年5月に改正された水防法（昭和24年法律第193号）により、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が、海岸や河川から発生した場合に、東京湾沿岸〔千葉県区間〕において浸水が想定される区域での浸水の深さ（浸水深）を平成30年11月に公表している。

本計画では、その災害規模を前提条件とする。



■高潮浸水想定区域図（千葉県高潮浸水想定区域図）

出典：地理院タイルに「千葉県 高潮浸水想定区域図(平成30年11月)」を追記して掲載

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、子育て支援課、こども保育課、健康推進課
2 過去の災害教訓の伝承	危機管理課
3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部
4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部
5 防災訓練の充実	危機管理課、土木課、消防本部
6 調査・研究	危機管理課

1 防災教育

(1) 住民等への防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら災害についての正しい知識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要である。

このため、危機管理課及び消防本部は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災教育を推進し、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

(2) 教育における防災知識の普及

防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、学校教育課、こども保育課は、園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、**家庭や地域の消防団員等と連携し**、防災教育を計画的に進める。また、防災に対する実践的な訓練を行う。

(3) 自主防災組織に対する防災知識の普及

危機管理課は、地域の防災組織へ活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織の活動強化をあわせて推進するよう努める。

(4) 防災知識の普及、防災訓練の実施

こども保育課、健康推進課、学校教育課は、妊産婦及び乳幼児・児童・生徒の保護者に対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 過去の災害教訓の伝承

危機管理課は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難指示等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (キ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ケ) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (コ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (ス) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 木更津市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく「木更津市地域防災計画」の要旨の公表は、木更津市防災会議が「木更津市地域防災計画」を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

イ 防災行政無線の利用

防災行政無線、放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

ウ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、広報きさらづ、電話帳（NTTハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

エ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。

オ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

カ インターネットの活用

ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、危機管理課は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、危機管理課は県と協力してこれを促進する。

■自主防災組織の活動形態

平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） ④家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） ⑤防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） ⑥避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） ⑦他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
-----	---

	⑧避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発
発災時	①情報の収集及び伝達 （被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示など） ②出火防止、初期消火 ③救出・救護（救出活動・救護活動） ④避難（避難誘導、避難所の運営等） ⑤給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（2）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

消防本部は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

危機管理課は、災害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

エ 地区防災計画の普及

危機管理課は、地域の防災力の向上を図るため、自治会、町内会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

5 防災訓練の充実

危機管理課は、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

第3編 風水害等編
第2章 災害予防計画

(1) 水防訓練

土木課は、「木更津市水防計画」に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して流域の水防管理団体が連合する等、関係団体が合同して実施するものとする。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

情報伝達 演習	出水時における水防関係機関等との情報伝達に関して、各機関の役割分担・連絡体制を相互に確認し、防災体制に万全を期することを目的とするため、「千葉県水防計画（本編）図15及び図19」のとおり実践的な情報伝達演習を実施する。
水防訓練	風水災害等があった場合、公共土木施設の機能の確保、保持のため、各機関が連携し円滑に応急措置が行えるよう訓練をし、実際の災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とするため、「君津土木事務所管内4市合同水防訓練実施要領」のとおり実施する。

(2) 消防訓練

消防本部は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

危機管理課及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

危機管理課、県及び防災関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

※資料1－10 木更津市自主防災資器材交付要領

6 調査・研究

(1) 防災計画にかかわる情報交換

危機管理課は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報については、連絡を密にして、それらとの情報交換を行なう。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

危機管理課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

(3) 専門的調査・研究の実施

危機管理課は、本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

第2節 水害予防対策

1 水害予防計画	土木課、下水道推進室、危機管理課、都市政策課、農林水産課
2 高潮予防計画	県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）
3 災害に強いまちづくり	管理用地課、都市政策課

1 水害予防計画

（1）水害防止施設の整備

ア 河川改修等の整備

小櫃川及び矢那川を含む二級河川については、県が整備を推進する。

土木課は、普通河川及び排水路について、水害の防止及び快適な生活環境の維持を図るため、堆積土砂の撤去の除去等の維持工事を実施する。

イ 下水道の整備

下水道推進室は、市街地の浸水を防止するため、公共下水道（雨水）の整備を進める。

ウ 雨水排水施設の整備

都市政策課は、県の「千葉県宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、地下水の涵養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を指導する。

（2）浸水危険地区の周知

ア 浸水想定区域の調査把握

土木課は、県が指定する洪水・高潮浸水想定区域の把握を行う。また、市管理の河川、水路等、浸水が発生しやすい区域について把握する。

なお、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある場合は、水防法第14条の2の規定による雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

イ 洪水ハザードマップの周知

危機管理課は、水害の危険の認識と避難所等の周知を図るため、県が公表した浸水想定区域等に基づき、水害の危険箇所、避難所等、情報の入手方法等を示した木更津市防災マップを作成し配布している。

今後も転入者への配布、市のホームページや広報紙への掲載、ハザードマップの改訂、まるとまちごとハザードマップの作成等を継続的に行い、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図る。

なお、洪水ハザードマップを改訂する際には水防法の規定を踏まえ、想定最大規模の降雨等に対する避難体制の検討、過去の浸水実績等の水害リスクや早期の立退き避難が必要な区域の明示などに努める。

（3）地下街等の避難計画の作成

本計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（避難確保計画）を作成し、これを危機管理課に報告するとともに、公表しなければならない。避難確保計画については「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の内容を踏まえて作成することとする。

（4）高齢者等利用施設、大規模工場等の避難計画の作成

本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画又は浸水防

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。また、危機管理課は避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの状況確認や技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。

なお、水防法の規定により避難確保計画及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編「3-7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」に示す。

(5) 農作物の水害予防対策

農作物の水害防止については、農林水産課、農業協同組合等が常時指導し、被害の軽減を図る。

(6) 道路の災害防止

土木課は、市道等における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行い、災害の予防及び拡大防止に留意する。

2 高潮予防計画

海岸の高潮対策は、県が伊勢湾台風規模の計算潮位を計画高潮位とし、さらに波浪の影響のある箇所については、波の打ち上げ高を考慮して防潮堤の天端高を決定し整備している。

3 災害に強いまちづくり

(1) 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

都市政策課は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。また、水害のおそれのある土地の区域について、水害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(3) 災害危険区域の指定

県は、洪水等による危険の著しい区域について災害危険区域の指定を検討し、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。

第3節 土砂災害予防対策

1 危険箇所の調査把握	危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）
2 土砂災害防止法に基づく対策の推進	危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課
3 防災知識の普及啓発	危機管理課、土木課、消防本部
4 急傾斜地災害等の防止	危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）
5 地籍調査の推進	管理用地課

1 危険箇所の調査把握

県は、基本指針に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、土木課、危機管理課及び消防本部は、県が指定した土砂災害警戒区域を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。

2 土砂災害防止法に基づく対策の推進

「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」（平成12年5月8日法律第57号）第7条及び第9条の規定に基づき、次の対策を推進する。

（1）土砂災害警戒区域の指定

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、市の意見を聴取したうえで土砂災害警戒区域を指定する。さらに、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、市の意見を聴取したうえで土砂災害特別警戒区域に指定する。

（2）危険回避のためのソフト対策

危機管理課、都市政策課、建築指導課は、次の対策を実施する。

- ア 危機管理課は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- イ 建築指導課は、土砂災害特別警戒区域内に建築計画がある場合は、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築基準法に基づく建築確認を行う。
- ウ 都市政策課は、法令等に基づき、分譲住宅や社会福祉施設・病院など要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為にあつては、災害レッドゾーン（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）を原則含まないよう指導を行う。
- エ 建築指導課は、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。ただし、移転対象となる人に対して、融資や資金の確保などの支援措置を行う。

（3）がけ地近接危険住宅の移転

建築指導課は、がけ崩れ等による人命や財産を守るため「木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱」に基づく補助金を交付し、移転等を促進する。

（4）災害時要配慮者用施設への避難対策の実施

危機管理課は、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（資料編「3-7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」）について、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。また、避難確保計画の作

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの状況確認や技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。

(5) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域点検

土木課、危機管理課、消防本部は、土砂災害の発生が予測されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。

イ 警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備

危機管理課は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。

(ア) 土砂災害警戒区域周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動をとるべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。

(イ) 個々の土砂災害警戒区域について、地域の実情に応じた避難所及び避難路の確保、整備を図るとともに、危機管理課は、これらの情報を網羅したハザードマップを作成するものとする。

また、安全な避難所の一覧表、開設・運営体制等について事前に住民に周知するとともに、避難所開設状況等についての伝達方法等を明確化する。

(ウ) 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。

(エ) 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。

(オ) 要配慮者利用施設、在宅の避難行動要支援者等に対する情報の収集、伝達体制の点検整備を図るものとする。

(カ) 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地区に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用いて危険度の高まっている領域が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等を発令できるよう、あらかじめメッシュ情報、地区、土砂災害警戒区域等の関係を整理しておくものとする。

(キ) 避難指示等は躊躇なく発令し、速やかに避難場所を開設することが望ましいが、集中豪雨の場合は避難のためのリードタイムが少なくなる事態が生じ得ることを住民に周知するものとする。

3 防災知識の普及啓発

(1) 危機管理課は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

また、危機管理課と土木課は、全国的に実施される「土砂災害防止月間」において、出水期前に土砂災害における警戒避難の強化と防災意識の高揚を図ることを目的とし、住民を主体とした避難訓練及び防災関係機関との情報伝達に関して、各機関の役割分担・連絡体制を相互に確認し、より実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 県は、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の指定箇所を公表する。

また、危機管理課は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及に努める。

4 急傾斜地災害等の防止

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。また、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じて区域指定の促進を図る。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 情報の伝達

危機管理課は、危険住宅に対して避難指示等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。

(2) 土石流対策

県は、土石流危険渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を実施する。

(3) 山地災害対策

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊砂流出危険地区の調査を実施し、計画的に治山事業を実施する。

(4) 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施する者は、市の許可を必要とする。

また、工事の許可等に際し、指導を行う。

(5) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく許可に際し、周辺地域の状況に十分留意する。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

また、一旦廃止された採取場は、法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図る。

(6) ため池災害対策

県は、老朽化によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

5 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

※資料1－9 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

※資料5－1 災害危険箇所

第4節 風害予防対策

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	危機管理課
2 農作物等の風害防止対策	農林水産課
3 電力施設の風害防止対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設の風害防止対策	東日本電信電話(株)

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

危機管理課は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、通常半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

農林水産課、農業協同組合等は、農作物の風害防止について指導し被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

3 電力施設の風害防止対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジン・可搬型電源及び移動電源車により実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

第5節 雪害予防対策

1 道路雪害防止対策	土木課
2 農作物等の雪害防止対策	農林水産課
3 電力施設の雪害防止対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設の雪害防止対策	東日本電信電話(株)

1 道路雪害防止対策

土木課は、降雪が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や融雪剤等を散布するなどの体制を確保する。また、必要に応じ道路通行規制を実施又は解除すること。（実施又は解除時には、速やかに木更津警察署、消防本部、危機管理課に周知すること。）

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

所有する機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、君津土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路の維持管理（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

(3) 道路通行規制の実施

県及び土木課は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努めるものとする。

(4) 滞留車両における乗員保護活動の実施

県は、国や関係機関などと連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要す

ると見込まれる場合に、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

農林水産課、農業協同組合等は、農作物の雪害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも、電線への着雪防止対策等を実施する。

4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第6節 火災予防対策

1 火災予防に係る立入検査	消防本部
2 住宅防火対策	消防本部
3 消防組織及び施設の整備充実	消防本部
4 火災予防についての啓発	消防本部

1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季火災予防運動期間、及び秋季火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点は次項に示すとおりである。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、木更津市火災予防条例（以下、「条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、消防本部は、関係団体等と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

消防本部は、消防職員・消防団員の確保を推進するとともに、消防署等の消防組織の充実強化を図る。

(2) 消防施設等の整備充実

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

市及び消防本部が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

4 火災予防についての啓発

(1) 火災予防運動

消防本部は、春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため市内または管内では次のような啓発活動を実施する。

ア 防災行政無線、広報誌、消防団による啓発

イ 消防団による消防演習の実施

(2) 防災・防火管理者講習会の開催

(3) 危険物施設、建築物、危険物車両等の立入検査

(4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

1 消防団員の確保	消防本部
2 消防施設の整備	消防本部
3 消防職員、団員等の教育訓練	消防本部、消防団
4 消防思想の普及	消防本部
5 消防計画及びその推進	消防本部

1 消防団員の確保

消防本部は、以下の点に留意し、消防団員の確保を図る。

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- (5) 機能別団員・分団の採用推進

2 消防施設の整備

消防本部は、火災をはじめとする各種災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- (2) 消防施設の整備
 - ア 高規格救急自動車の整備
高度・多様化する救急需要に的確に対応するため、高規格救急自動車の整備を行う。
 - イ 消防団の施設・設備
地域における消防力の強化を図るために、老朽化した消防団詰所の改築や、消防ポンプ車の更新を実施する。

3 消防職員、団員等の教育訓練

消防職員及び消防団員等は、県消防学校等において、消防に係る知識・技能の習得及び向上のため、教育訓練を受ける。

4 消防思想の普及

消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

- (1) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (2) 消防大会及び操法大会に参加して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (3) 各種講習会等を開催する
- (4) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

5 消防計画及びその推進

消防本部は、次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備

1 在宅要支援者への対応	危機管理課、福祉相談課、生活支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、健康推進課
2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者
3 外国人への対応	危機管理課、地域共生推進課、観光振興課

1 在宅要支援者への対応

危機管理課、福祉相談課、生活支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。

(1) 避難行動要支援者情報の共有

ア 避難行動要支援者の所在把握

市では、県の策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月改訂）」に基づき「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成22年3月）」を策定し、「要援護者リスト」を整備・更新している。災害対策基本法の一部改定（平成25年6月、第四十九条の十）に定める「避難行動要支援者名簿」については、「要援護者リスト」を準用するものとする。

現在、避難行動要支援者の名簿は、地区の避難所に保管されており、災害発生時の住民の所在確認のために利用することとなっている。今後も、随時名簿の更新を行う。

また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。

イ 所在情報の管理

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、市社会福祉協議会、消防団、市消防本部、木更津警察署等の避難支援等関係者に名簿を提供する。

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められているため、コンピュータを利用して、データ流出の防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備する。特に、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、現在は、把握した要支援者名簿を各避難所に保管しており、災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく。

(2) 支援体制の整備

自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

(3) 個別避難計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、平成25年8月（令和3年5月改定））に基づき、一人ひとりの避難行動要支援者の具体的な避難支援プランである個別避難計画の策定に努める。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の同意を得て個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にする。また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成する方式も考慮する。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

- A 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- B 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- C 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

(エ) 市における個別避難計画情報の適正管理

国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

エ 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 地区防災計画との整合

地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。

カ 県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

(4) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(5) 避難施設等の整備及び周知

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、県の「災害時におけ

る避難所運営の手引き」に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携など避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備

また、避難場所への手話通訳、介護ボランティア等の派遣ができるよう千葉県聴覚障害者協会や福祉部、木更津市社会福祉協議会等との連携に努める。

(6) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(7) 避難指示等の情報伝達

避難行動要支援者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(8) 避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。なお、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うものとする。

2 社会福祉施設における防災対策

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

3 外国人への対応

地域共生推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、**地域共生推進課**等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。さらに、また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討している。

観光振興課は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

1 市における災害情報通信施設の整備	危機管理課
2 県における災害情報通信施設の整備	千葉県
3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署
4 アマチュア無線の活用	危機管理課
5 その他の通信網の整備	危機管理課

1 市における災害情報通信施設の整備

(1) 災害通信網の整備

危機管理課は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に懲り乙するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。

また、上記通信施設や非常用電源を耐震や耐水等を考慮して整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する可能性の低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

(2) 非常通信体制の強化

危機管理課、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第74条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

2 県における災害情報通信施設の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

(1) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関258機関に無線設備を設置している。

(2) 通信回線

ア 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

イ 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

ウ 移動系通信回線

県内に整備した9箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

(3) 通信機能の概要

ア 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

イ 一斉通報機能

県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

ウ 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(4) 災害時等に対する設備対策

ア 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

イ 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

ウ 通信回線の2ルート化

県庁と地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

エ 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。

オ 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

カ 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁に配備している。

キ その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

ク 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(5) 運用体制

ア 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

イ 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(6) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。
なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

3 警察における災害通信網の整備

- (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備されている。
- (2) 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、危機管理課は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、危機管理課とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努める。

5 その他の通信網の整備

危機管理課は、CATV、コミュニティFM、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	危機管理課、県
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	健康推進課
3 水防用資機材の整備	土木課
4 燃料対策	財産活用課

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

(1) 備蓄意識の高揚

危機管理課は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて品目や量、普段使用しているものを災害時にも使用する方法など、市民の備蓄の考え方やノウハウの普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、危機管理課は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

- ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材等（感染症対策を含む。）を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性・子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。
- イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。
- ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 市及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、危機管理課及び県は、平時から体制整備に努めるものとする。

- ア 県における物流体制

県は、市の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。

イ 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、危機管理課は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の確保体制の整備

健康推進課は、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材を君津健康福祉センター・君津木更津医師会等と連携して供給の調整に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、健康推進課は県と連携し、平時から体制整備に努める。

3 水防用資機材の整備

土木課は、木更津市水防計画に基づき、水防活動に必要となる資機材を土木課倉庫等への整備・備蓄を推進する。

4 燃料対策

財産活用課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、LPガス協会及び千葉県石油商業協同組合との災害協定に基づき、実施体制を整備する。

第11節 防災施設の整備

1 防災拠点の整備	危機管理課
2 緊急輸送の環境整備	危機管理課
3 避難施設の整備	危機管理課、教育部、管理用地課、土木課、市街地整備課

1 防災拠点の整備

危機管理課は、災害時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備、ならびに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される拠点の整備に努める。

2 緊急輸送の環境整備

危機管理課は、道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

3 避難施設の整備

危機管理課は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

その他、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

■避難場所等の役割

指定緊急 避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。
指定 避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所の整備

教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、県の「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備を整備する。

- ア 施設の選定にあたっては、耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。また、平時から指定避難所の所在地、収容人数等を住民に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知する手段の整備に努める。

- イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、**停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。**
- エ 避難所における救護所の施設整備に努める。
- オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- カ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、LPガス等の非常用燃料の確保に努める。
- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な**障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。**
特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- ケ 福祉避難所を指定する際は受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。
- コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- サ 指定避難所の運営管理のためマニュアルの作成、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努める。この際、住民等に対しては、住民等が主体的に避難所を運営する体制、熱中症の予防、対処法等の普及啓発に努める。
- シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者及び関係部局との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- セ **災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。**
- ソ **市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。**

（2）避難施設管理体制の整備

危機管理課は、避難を実施するにあたり、平日休日の別、昼夜間を問わず、施設が即時に利用可能であることが重要である。そのため危機管理課は、門、建物の鍵等の管理体制を施設・市・地域代表の間で明らかにし、緊急時の対応策を検討する。また、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、施設・市・地域代表との避難所の運営について検討し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図る。

（3）避難路の整備

管理用地課、土木課、市街地整備課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路網の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。

（4）指定緊急避難場所の周知

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

危機管理課は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。なお、住民への周知は、次の方法を検討する。

- ア 「広報きさらづ」に掲載する。
- イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。
- ウ 避難場所付近に避難場所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。

(5) 誘導標識の設置

危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

※資料編3－1 避難場所等一覧

第12節 帰宅困難者等対策

1 一斉帰宅の抑制	危機管理課
2 情報連絡体制の整備	危機管理課
3 帰宅困難者等への情報提供	危機管理課
4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	施設管理者、東日本旅客鉄道(株)

1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。危機管理課は、この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

2 情報連絡体制の整備

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が Continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会などの、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、危機管理課は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めるとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

1 防災組織の整備	危機管理課、福祉相談課、生活支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者
2 協定締結の推進	危機管理課、協定運用担当課
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、福祉相談課
4 応急医療体制の整備	健康推進課
5 給水体制の整備	危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等

1 防災組織の整備

(1) 木更津市

各部等の各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、各防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう必要な組織を整備し、その改善に努める。

(3) 自主防災組織

ア 自主防災組織の結成促進

危機管理課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、町内会を単位とする自主防災組織の結成を促進する。

イ 自主防災組織の育成

危機管理課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言、中核リーダーを対象とした研修会への参加促進を行う。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、木更津市自主防災資器材交付要領に基づいて、新規の自主防災会組織に資器材の交付を行う。

ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実

危機管理課、福祉相談課、生活支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課は、災害時において、高齢者、障がい者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実に努める。

2 協定締結の推進

(1) 災害時応援協定の締結

災害時に協力を要請する各種団体等と災害時の労務・技術・車両・資機器材の提供協力について、具体的に協議し、協定の見直し・締結を図る。検討すべき事項としては、災害時の連絡体制、活動体制、運用資機材の確保等があげられる。

なお、災害時応援協定は、協定に係る業務を所管する課（以下「協定運用担当課」という。）が締結を行う。

(2) 災害時物資供給協定の締結

協定運用担当課は、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、協定の締結促進に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

3 ボランティア活動の環境整備

(1) 受け入れ体制等の整備

福祉相談課は、災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう木更津市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

(2) ボランティア意識の啓発

危機管理課は、**福祉相談課**と連携して、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(3) ボランティアリーダーの養成

危機管理課、**福祉相談課**は、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

4 応急医療体制の整備

健康推進課は、災害時に傷病者に対する医療救護が傷病の程度に応じて実施されるよう千葉県、君津木更津医師会その他の関係機関等に協力を求め、必要な体制整備を図る。特に、市域の発展、病院・医院の開設状況に応じて、応急医療が実施できるよう継続的に体制整備に努める。

5 給水体制の整備

(1) 給水資器材の整備

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。

(2) 貯水槽、災害用井戸の整備

危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。

(3) 協力体制の整備

危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。

また、かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。

第3編 風水害等編
第2章 災害予防計画

6 業務継続計画の推進

危機管理課及び各部・各課等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特徴等を踏まえつつ、必要な資源の継続的確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行うものとする。

※資料編1－5 木更津市自主防災資器材交付要領

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編4－1 災害備蓄倉庫一覧

※資料編4－2 災害用備品等備蓄状況

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

1 災害対策本部	各部・班
2 職員の動員・配備	各部・班
3 初動体制	各部・班
4 災害救助法の適用手続き等	本部班

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

市長は、応急対策を実施するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害の危険がなくなったとき、又は、災害発生後における措置がおおむね終了したときは、災害対策本部を廃止する。

■災害対策本部設置基準

- | |
|--|
| ①河川水位が氾濫注意水位以上に達したとき
②土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生の危険性が高まったとき
③住民の生命・身体に危害を及ぼす災害が発生したとき
④甚大な災害が発生すると予測されるとき
⑤その他、市長が必要と認めたとき |
|--|

(2) 関係機関への通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、本部班は、直ちに、電話その他適当な方法により下記に通知する。なお、設置の場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

■関係機関への通知先

- | | | |
|------------|--------|-------|
| ①防災会議委員 | ②隣接市の長 | ③警察署長 |
| ④その他防災関係機関 | ⑤県知事 | ⑥報道機関 |

(3) 本部設置時の措置

本部班は、災害対策本部を設置するときは、次の措置を行う。

- ア 庁内放送、電話等により、市職員に周知し徹底を図る。
- イ 市役所駅前庁舎 8 階防災室・会議室に本部を設置する。周辺の状況により市庁舎の使用に不都合が生じる状態となったときは、真舟小学校に設置する。
- ウ 本部に必要な機器、書類・文具等の物品を用意する。

(4) 組織

災害対策本部の組織及び組織の運営は、「木更津市災害対策本部条例」及び「木更津市災害対策本部組織運営規程」の定めるところによる。

なお、組織の概要を以下に示す。

- ア 市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする。
- イ 副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。
- ウ 本部長付は、教育長をもって充てる。
- エ 本部に本部会議を置く。本部会議の構成員は、次のとおりとする。
 - (ア) 本部長
 - (イ) 副本部長

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

(ウ) 本部長付

(エ) 各部長（市役所・教育委員会の各部の部長、議会事務局長、消防長）

(オ) 本部長が指名する者

オ 本部会議に応急対策を実施するうえで必要と認められる時は、専門会議を置く。

カ 本部に部、本部事務局、連絡所をおき、部に班をおく。

キ 各部に連絡員を置く。

(5) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の指揮権限の委任

第1位	副市長	第2位	教育長	第3位	総務部長
-----	-----	-----	-----	-----	------

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

ア 組織編成

(ア) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

(イ) 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。

イ 所掌事務

(ア) 本部長の指示による応急対策の実施

(イ) 被害状況、復旧状況の情報伝達

(ウ) 関係機関との連絡調整

(エ) 各種相談業務の実施

(オ) その他緊急を要する応急対策の実施

ウ 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。

(7) 事務分掌

本部の事務分掌は、「木更津市災害対策本部条例」及び「木更津市災害対策本部組織運営規程」の定めるところによる。

(8) 災害対策本部の機能強化

ア 全般

各種災害発生時に災害対策本部が組織的かつ効果的に機能発揮できるよう、災害対策本部の組織の継続的な見直しや体制の強化、施設・設備の強化、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施すること等により、災害対策本部の継続的な強化を図る。

イ 情報収集・発信体制の強化

被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。

ウ 避難所運営機能の強化

災害対策本部に避難所運営等支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。

エ 災害対策本部施設・設備の強化

円滑な災害対策本部活動を行うため、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の継続的な機能強化を図るとともに、迅速かつ正確な情報の収集及び発信等のための情報システム等について継続的に強化する。

オ 職員の応援及び受援体制の強化

災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員支援班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。

カ 合同調整所の設置

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

キ 災害対策本部運営訓練の充実

災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実際的な災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。

木更津市災害対策本部組織図

本部長	市 長
副本部長	副市長
本部長付	教育長

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
市長公室部	秘書班	秘書課
	経営改革班	経営改革課
	シティプロモーション班	シティプロモーション課
	被害調査班	市長公室長が指名する職員
総務部	本部班	危機管理課、総務課
	職員班	職員課、契約検査課
	被害調査班	総務部長が指名する職員
企画部	企画班	企画課、地域政策室、オーガニックシティ推進課
	被害調査班	企画部長が指名する職員
財務部	財政班	財政課
	市民税班	市民税課
	資産税班	資産税課
	収税対策班	収税対策室
	会計班	会計室
	被害調査班	財務部長が指名する職員
資産管理部	財産活用班	財産活用課
	営繕班	営繕課、庁舎準備室
市民部	市民班	市民課
	保険年金班	保険年金課
	市民活動支援班	市民活動支援課、地域共生推進課
	被害調査班	市民部長が指名する職員

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

健康こども部	子育て支援班	子育て支援課、こども発達支援課
	こども保育班	こども保育課
	健康推進班	健康推進課
	スポーツ振興班	スポーツ振興課
	被害調査班	健康こども部長が指名する職員
福祉部	福祉支援班	福祉相談課、生活支援課
	障がい福祉班	障がい福祉課
	高齢者福祉班	高齢者福祉課、介護保険課
	被害調査班	福祉部長が指名する職員
環境部	環境衛生班	環境政策課、生活衛生課
	廃棄物対策班	資源循環推進課
	被害調査班	環境部長が指名する職員
経済部	農林水産班	農林水産課
	産業振興班	産業振興課、観光振興課
	市場班	地方卸売市場
都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住宅班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土木班	土木課
教育部	教育総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課、学校給食課、学校給食センター、まなび支援センター
	生涯学習班	生涯学習課、文化課、図書館、郷土博物館金のすず
	公民館班	公民館
	被害調査班	教育長が指名する職員
特命部	特命班	議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局
	被害調査班	特命部長が指名する職員
消防部	消防長の定めるところによる	
富来田連絡所	総務班	富来田出張所
	被害調査班	富来田出張所参集職員
鎌足連絡所		鎌足出張所
金田連絡所		金田出張所
中郷連絡所		中郷出張所
調整部	避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	物資供給支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

※「班員」の欄に最も左に記載した課(局)の課長(局長)を班長とし、被害調査班は部長が班長を兼務する。

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
市長 公室 部	秘書班					本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。
	経営改革班●					部内他班の協力及び調整に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	シティプロモーション班					災害情報の収集伝達、災害記録(写真を含む。)の総括に関すること。
						避難指示等の伝達に関すること。
						帰宅困難者への情報提供に関すること。
						報道機関との連絡に関すること。
	被害調査班▲					担当区域※の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部への通報に関すること。
総務 部	本部班●					災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難指示等の判断に関すること。
						被害状況、応急対策実施状況の総括に関すること。
						災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関すること。
						市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						職員の動員及び配置調整に関すること。(消防部を除く。)
						各部との連絡調整に関すること。
						本部会議に関すること。
						県本部等への報告及び連絡に関すること。
						自衛隊の災害派遣に関すること。
						防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめに関すること。
	職員班					職員の安否、勤務状況等の把握確認に関すること。
						職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関すること。
						応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関すること。
	被害調査班▲					担当区域※の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の関係部等への通報に関すること。
企 画 部	企画班●					部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	被害調査班▲					担当区域※の被害状況の把握に関すること。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	財政班●					災害関係予算その他財政に関すること。
						ふるさと納税に関すること。

※担当区域は、「資料編7 被害調査班担当区域」のとおり

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
財 務 部						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	市民税班					市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。
						り災証明書の発行に関すること。
	資産税班					資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。
						り災証明に係る住家の被害調査に関すること。
	収税対策班					税の徴収猶予及び相談に関すること。
						り災証明に係る住家の被害調査に関すること。
	会計班					経費物品の出納に関すること。
						義援金の受付及び保管に関すること。
資 産 管 理 班	被害調査班▲					担当区域※の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	財産活用班●					市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧（電話、電気、トイレ等のライフライン）並びに市庁舎の警備に関すること。
						庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関すること。
						燃料の確保に関すること。
						市有財産の被害状況の把握に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	営繕班					災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関すること。
						建築業者との連絡調整に関すること。
市 民 部						被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関すること。
						応急仮設住宅の建設に関すること。
						教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関すること。
	市民班●					応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。
						救援物資の募集、受け付けに関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	保険年金班					生活物資の避難所への搬送に関すること。
						救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。
	市民活動支援班					交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。
						被災者相談窓口開設及び運営に関すること。
						外国人対策に関すること。
	被害調査班▲					担当区域※の被害状況の把握に関すること。

※担当区域は、「資料編7 被害調査班担当区域」とおり

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
健康 こども 部						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	子育て支援班●					児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。
						要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。
						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	こども保育班					応急保育に関すること。
						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。
						児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。
	健康推進班					要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。
						医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。
						被災者の健康管理、防疫に関すること。
						医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。
	スポーツ振興班					市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関すること。
	被害調査班▲					担当区域 [*] の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
福祉 部	福祉支援班●					災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。
						遺体の処理に関すること。
						日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
						福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。
						部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	障がい福祉班					障がい者の避難支援及び援護に関すること。
						福祉避難所の運営等に関すること。
						児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。
	高齢者福祉班					要介護高齢者の避難支援及び援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。
						福祉避難所の運営等に関すること。
	被害調査班▲					担当区域 [*] の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
環境部	環境衛生班●					環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。
						防疫（消毒等）に関すること。
						動物対策に関すること。
						大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
※担当区域は、「資料編7 被害調査班担当区域」のとおり						
経済部	廃棄物対策班					ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に関すること。
						被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。
						仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。
	被害調査班▲					担当区域の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	農林水産班●					災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に関すること。
						農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	産業振興班					商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に関すること。（部門被害）
						観光施設の被害状況の調査及び対策に関すること。
						港湾に関すること。
	市場班					市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						地方卸売市場に物資集積所が設置された場合の運用支援に関すること。
都市整備部	都市政策班●					災害危険区域（宅地造成工事規制区域内）の警戒巡視に関すること。
						被災宅地の危険度判定に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	市街地整備班					金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。
						市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。
						公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に関すること。
	建築指導班					がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に関すること。
						被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	住宅班					市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
						応急仮設住宅の入居及び管理（賃貸住宅の借上げ含む）に関する こと。
	下水道推進班					公共下水道、都市下水路、地域污水处理施設の被害調査、記録及び 応急復旧に関すること。
	管理用地班					国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に関すること。
						部内の公共土木施設関係の被害記録に関すること。（部門被害）
	土木班					災害危険区域（急傾斜地、土石流危険住家）の警戒巡視に関すること。
						水防活動に関すること。
						道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去 に関すること。
※担当区域は、「資料編7 被害調査班担当区域」とおり						
教 育 部	教育総務班●					小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握 に関すること。
						市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に 関すること。
						被災施設の応急復旧に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告 （連絡員の派遣等）に関すること。
	学校教育班					教育施設の被害状況の調査に関すること。
						応急教育計画、教員の確保に関すること。
						被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
	生涯学習班					施設利用者等の安全確保に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
						文化財の保護に関すること。
	公民館班					施設利用者等の安全確保に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
	被害調査班▲					担当区域※の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等へ の通報に関すること。
特 命 部	特命班●					市議会議員との連絡調整に関すること。
						本部長の特命指示に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告 （連絡員の派遣等）に関すること。
	被害調査班▲					朝日、木更津、東中央、大和、桜井及び桜井新町の被害状況の把握に 関すること。
					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等へ の通報に関すること。	
	消防長の定めるところによる。					防火水防活動に関すること。
						救急救助に関すること。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
消 防 部						災害危険区域の警戒巡視に関すること。
						行方不明者の捜索に関すること。
						消防団による被害状況の調査取りまとめに関すること。
						危険物の被害記録に関すること。（部門被害）
						消防応援の受け入れ及び調整に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
富 来 田 連 絡 所	総務班					本庁との連絡調整、管内の諸連絡に関すること。
						管内市有財産の被害状況の把握、災害記録の総括に関すること。
						管内の被災者相談窓口の開設、運営に関すること。
	被害調査班▲					担当区域※の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。

※担当区域は、「資料編7 被害調査班担当区域」のとおり

調 整 部	中郷連絡所					管内の諸連絡に関すること。
	避難所運営等支援班					避難所の運営の支援に関すること。
	応援職員支援班					応援職員の派遣及び受援等に関すること。
	避難所開設班					避難所の安全点検に関すること。 避難者の受け入れ準備に関すること。 避難所開設の全般に関すること。
全 体 共 通	各部の主管班●					部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	各部の被害調査班▲					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	各班					避難所の運営支援に関すること。
						庁内の応援に関すること。

※担当区域は、「資料編7 被害調査班担当区域」のとおり

2 職員の動員・配備

(1) 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。

■配備基準

体制		基準
本部 設置 前	注意 配備	1. 次の注意報が発表され、かつ必要と認められるとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④強風注意報 2. 竜巻注意情報が発表されたとき 3. 河川・海岸の水位が水防団待機水位に達したとき 4. その他の状況により必要と認められるとき
	警戒 配備	1. 次の警報が発表され、かつ必要と認められるとき ①大雨警報 ②高潮警報 ③洪水警報 ④暴風警報 2. 局地的な浸水等の被害が発生したとき 3. その他の状況により必要と認められるとき
本部 設置 後	第一 配備	1. 特別警報（大雨特別警報については木更津市が対象区域の場合に限る）が発表されたとき 2. 河川・海岸の水位が氾濫注意水位に達したとき 3. 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生危険度が高まったとき 4. 市域の複数箇所で被害が発生したとき 5. その他、市長が必要と認めたとき
	第二 配備	1. 大規模な災害が発生したとき 2. 河川・海岸の水位が避難判断水位に達したとき 3. その他、市長が必要と認めたとき
	第三 配備	1. 市全域に甚大な被害が発生したとき 2. 市全域に甚大な災害が発生する事態が切迫しているとき 3. その他、市長が必要と認めたとき

(2) 動員の伝達

ア 配備の決定

総務部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

イ 動員の方法

本部長（市長）が配備決定により、本部班は、次のように配備指令を伝達する。

（ア）勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

（イ）勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」等を通じて電話により連絡を行う。

(3) 動員報告

各部・班は、所定の様式で動員記録を作成して本部に報告し、職員班はこれを整理する。

(4) 災害対策本部職員の服務

災害対策本部職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

- エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- オ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
- カ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。
- ※資料編1-14 木更津市防災服の貸与・階級の基準

(5) 県情報連絡員の派遣受入れ

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する計画である。

災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。

3 初動体制

(1) 避難所開設班

風水害に伴い、災害対策本部から避難所開設指示が発令された場合、該当する避難所開設要員に指定された職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、教育総務班の指示により避難所を開設する。避難所開設要員は年度ごとに指定する。

ただし、災害対策本部設置前においても市長から避難所開設指示があった場合は、避難所開設要員は避難所を開設するものとする。

ア 所掌事務

- (ア) 避難所の安全点検
- (イ) 避難者の受け入れ準備
- (ウ) 避難所の開設

イ 設置場所

各避難所 ※詳細は資料編のとおり

(2) 避難所開設班以外の職員

避難所開設班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。

4 災害救助法の適用手続き等

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号 前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号 後段

	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第1条※
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項※
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第2項※

※災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第四号の内閣府令で定める基準を定める省令

イ 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

(2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失住家の換算

①全壊（全焼・流失）住家	1世帯・・・滅失住家	1世帯
②半壊（半焼）住家	2世帯・・・滅失住家	1世帯
③床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯・・・滅失住家	1世帯
注) 床下浸水、一部破損は換算しない。		

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

	要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
住家の準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
準半壊に至らない	住家の損害割合が10%未満のものをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に住居のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(4) 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助の事務に着手するものとする。

市長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法の救助項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内

死体の搜索	10 日以内
死体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の供与のみ

- ※資料編 1－6 木更津市災害対策本部条例
- ※資料編 1－7 木更津市災害対策本部組織運営規程
- ※資料編 1－8 私有車両の公務使用許可等に関する規則
- ※資料編 3－2 防災関係機関名簿
- ※資料編 6－1 木更津市災害対策本部様式
- ※資料編 6－2 災害救助法様式

第2節 情報収集・伝達体制

1 通信体制	本部班、シティプロモーション班、防災関係機関
2 気象情報等の収集	本部班、銚子地方気象台
3 災害情報の収集	本部班、シティプロモーション班、被害調査班
4 報告	本部班、消防部
5 災害時の広報	シティプロモーション班、市民活動支援班
6 報道機関への対応	シティプロモーション班
7 被災者台帳の作成及び安否情報 の提供	本部班、被害調査班
8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班

1 通信体制

通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信体制を確保する。

(1) 情報連絡体制

ア 災害時指定電話

本部班及び防災関係機関は、災害情報通信専用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話には、通信事務従事者を配置する。

市においては、本部に災害時指定電話を配置する。本部事務局には、通信事務従事者として、総務部長が指名した各部1名の事務局員を配置する。

イ 連絡員の派遣

各部長は、本部会議と部内各班との連絡調整を強化するため、連絡員を定め、本部事務局に待機させ、各部班との連絡にあたらせる。

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、連絡用無線機等の携行等を行い、所属の機関との連絡にあたる。

(2) 通信手段の確保

災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。

ア 電話

(ア) 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

(イ) 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難場所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。

(ウ) F A X

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

イ 市防災行政無線（戸別受信機を含む）

市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。

ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

エ 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。また、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。

(ア) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

(イ) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

カ その他

(ア) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を得る。

(イ) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

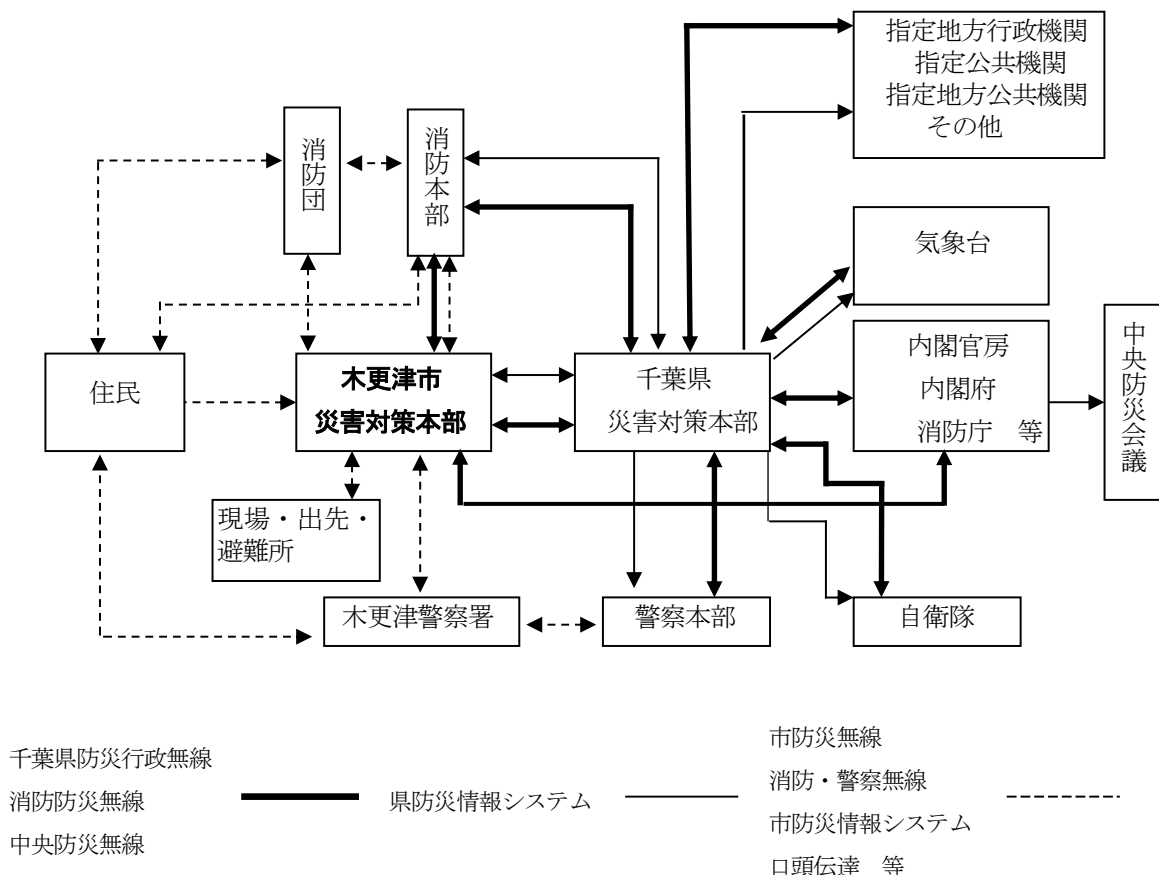
(ウ) きさらづ安心・安全メール

災害情報等をメールで発信する。

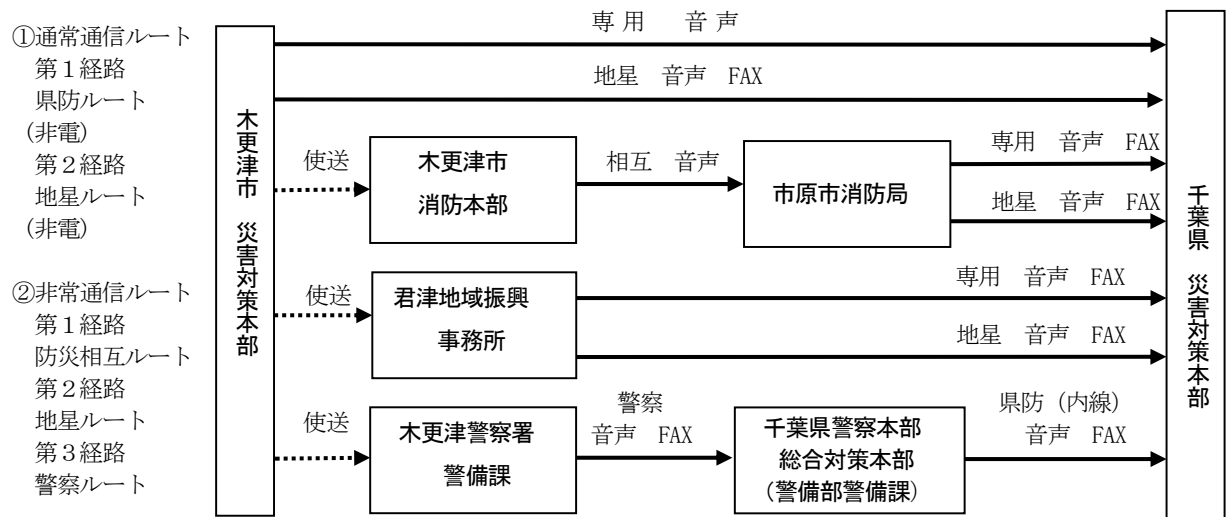
(エ) CATV、コミュニティFM

協定に基づき協力を得る。

■災害通信系統図



第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画
■非常通信ルート



2 気象情報等の収集

（1）気象情報等

ア 気象情報

本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等の広報手段を活用して住民等へその旨を速やかに伝達する。

■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

■キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ①「災害切迫」（黒）：避難が必要とされる警戒レベル5に相当。 ②「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ③「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ④「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ①「災害切迫」（黒）：避難が必要とされる警戒レベル5に相当。 ②「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ③「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ④「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

エ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

カ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

■注意報・警報・特別警報実施基準

注意報(気象・水象等により被害が予想される場合)	
強風注意報	平均風速が陸上及び海上 13m/s 以上
風雪注意報	同上（雪を伴う）
波浪注意報	有義波高 1.5m以上
高潮注意報	潮位 1.3m以上
大雨注意報	表面雨量指数基準：11 土壌雨量指数基準：97
洪水注意報	流域雨量指数基準：矢那川流域 11.1、小櫃川流域 29.1、烏田川流域 7.2、武田川流域 5.5、平川流域 4 複合基準：矢那川流域（5, 11.1）、小櫃川流域（5, 22）、烏田川流域（5, 7.2）、武田川流域（8, 4.4）、平川流域（5, 4）
大雪注意報	12 時間降雪の深さ 5 cm以上
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
濃霧注意報	視程が陸上 100m、海上 500m 未満の場合
乾燥注意報	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60 %以下
低温注意報	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合
霜注意報	晩霜期に最低気温 3℃以下
着氷・着雪注意報	著しい着氷(雪)が予想される場合
警報(気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合)	
暴風警報	平均風速が陸上 20m/s、海上 25m/s 以上
暴風雪警報	同上（雪を伴う）
波浪警報	有義波高 3.0m以上
高潮警報	潮位 2.9m以上
大雨警報	（浸水害）表面雨量指数基準：21 （土砂災害）土壌雨量指数基準：130
洪水警報	流域雨量指数基準：矢那川流域 13.9、小櫃川流域 36.4、烏田川流域 9.1、武田川流域 6.9、平川流域 5 複合基準：矢那川流域（9, 10.8）、小櫃川流域（8, 24.4）、武田川流域（8, 6.2）
大雪警報	12 時間降雪の深さ 10 cm以上
特別警報(気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合)	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量100mmを観測したとき

※予想区域の単位は一次細分区域又は二次細分区域で、本市は、一次細分区域「千葉県南部」、二次細分区域「君津」に該当する。

※注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるときまで継続される。

※異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足する場合には、実況資料及び防災に対する注意事項を含めた気象情報を発表し、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表する。

キ 水防活動用気象注意報・警報（以下、特別警報も含む）

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報

ク 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

セ 線状降水帯に関する各種情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報（県気象情報の一種）が発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合には、県気象情報により発表される。

なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。

（2）土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

本部班は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに高齢者等避難、避難指示の判断を行う。

■土砂災害警戒情報について

- ① 発表基準
土壌雨量指数と2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過するとき。
- ② 土砂災害警戒情報の解除基準
土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。
- ③ 土砂災害警戒情報の伝達経路
土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から市へ伝達される。
- ④ 情報の特徴
土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

※気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

(3) 河川情報

ア 水防警報

知事（発表者：君津土木事務所所長）は、木更津海岸及び木更津港海岸について水防警報を発表し、市長に伝達する。

イ 水位情報の通知

知事（発表者：君津土木事務所所長）は、小櫃川及び矢那川の水位情報について、市長に通知する。

■基準水位（m）

名称	観測所名	位置	水防団待機 (通報)水位	氾濫注意 (警戒)水位	氾濫危険(特別警戒)水位	計画高水位相当
小櫃川	雨城橋	君津市久留里大和田字前畑 65-10	3.75	5.00	6.90	7.50
	富川橋	袖ヶ浦市阿部字前畑 100-6	3.95	4.95	6.10	6.95
矢那川	木更津	木更津市請西 2-8	1.70	2.70	3.00	3.80
木更津海岸	木更津港	木更津市中央	2.50	2.70	—	3.70
木更津港海岸	木更津港	木更津市中央	2.00	2.50	—	3.60

3 災害情報の収集

(1) 住民からの災害情報の受付

住民からの災害情報は、本部事務局員が受付け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、本部事務局がまとめて管理する。

(2) 被害状況の調査・報告

- ア 被害調査班は、現地調査にあたって、それぞれの担当地域の被害の状況を本部事務局に報告する。現地調査の報告は、本部事務局が受け付け、まとめて管理する。
- イ 甚大な被害が予想される場合又は現に発生している場合等、状況により被害調査班を本部事務局の直轄とし、被害の大きな地域に集中的に投入する等被害調査班を一元的に運用し、調査を行う。

(3) 異常事象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

4 報告

(1) 被害報告

ア 報告先・手段

本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから本部班は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、本部班は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

イ 報告内容

県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■ 県へ報告すべき事項

- | |
|-------------------------------|
| (ア) 災害の原因 |
| (イ) 災害が発生した日時 |
| (ウ) 災害が発生した場所又は地域 |
| (エ) 被害の状況 |
| (オ) 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 |
| A 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 |
| B 主な応急措置の実施状況 |
| C その他必要事項 |
| (カ) 災害による住民等の避難の状況 |
| (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 |
| (ク) その他必要事項 |

ウ 報告責任部局の選定

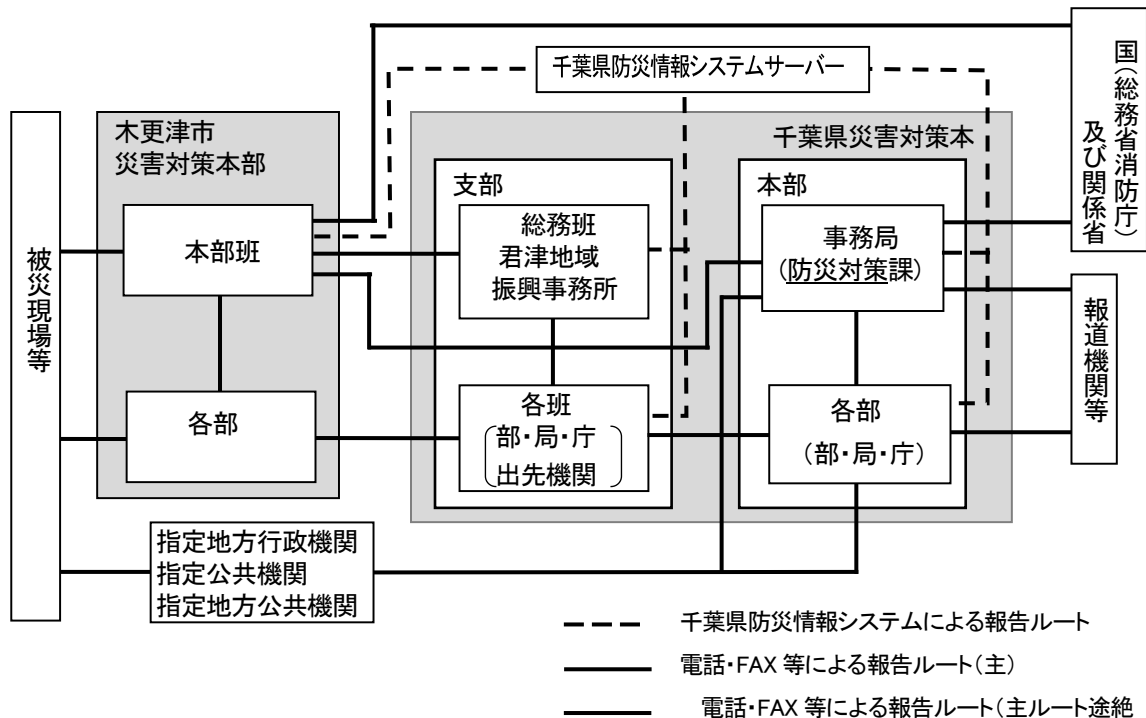
被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。

エ 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

■被害情報等の収集報告の流れ



■勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室）

○消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）

FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）

○一般加入電話

電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

千葉県（防災対策課）

○県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）

○一般加入電話

電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室）

○消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）

○一般加入電話

電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

千葉県（防災行政無線統制室）

○県防災行政無線

電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）

○一般加入電話

電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219（県防災行政無線統制室）

5 災害時の広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報の項目

シティプロモーション班は、災害発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

■ 広報の項目

- (ア) 災害情報及び被災状況に関すること
 - A 災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性
- (イ) 避難に関すること
 - A 避難指示
 - B 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知
- (ウ) 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
 - A 本部の設置
 - B 救護所、避難所の開設状況
 - C 医療救護、衛生知識の周知
 - D 給水、給食等の実施状況
 - E その他、被災者の支援情報
- (エ) ライフラインの状況
- (オ) 交通規制、交通機関等の運行状況
- (カ) 流言飛語の防止に関する状況
- (キ) その他

イ 広報の手段

広報は、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用する。

(2) 避難所における広報

シティプロモーション班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。

避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。

また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。

(3) 災害広報紙の発行

シティプロモーション班は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。

6 報道機関への対応

(1) 記者発表

シティプロモーション班は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

(2) 報道機関への要請

ア 災害対策本部や避難者への配慮

シティプロモーション班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。

イ 放送要請

シティプロモーション班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。

7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供

(1) 被災者台帳の作成・利用

ア 被災者台帳の作成

市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ①氏名 | ②生年月日 |
| ③性別 | ④住所又は居所 |
| ⑤住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | ⑥援護の実施の状況 |
| ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | |
| ⑧その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項） | |

本部班及び被害調査班は、避難者名簿（第 4 節 4 (3) イ参照）、搜索者名簿（第 6 節 1 (1) ア参照）、遺体処理台帳（第 13 節 4 (3) オ参照）、埋火葬台帳（第 13 節 4 (4) ア参照）、り災台帳（第 14 節 3 (2) 参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

イ 被災者台帳の利用

市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の 4）。

- | |
|---|
| ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 |
| ②市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 |
| ③他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 |

(2) 安否情報の提供

市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。

本部班及び被害調査班は、被災者台帳、避難者名簿、搜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

8 住民相談

市民活動支援班及び富来田連絡所総務班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての相談窓口を市役所に設置し、各部班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて各避難所等で巡回相談を実施する。

■相談窓口での相談事項例

- | | |
|------------------|---------------|
| ①り災証明の手続き | ②税の減免等 |
| ③遺体の埋火葬 | ④医療・福祉 |
| ⑤生活再建支援金・義援金等の支給 | ⑥商・工・農林魚業への支援 |
| ⑦住宅支援 | ⑧ライフライン復旧 |
| ⑨廃棄物、防疫 | ⑩教育 |

※資料編1－9 木更津市防災行政無線局管理運用規程

※資料編1－10 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領

※資料編1－11 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 水防計画

1 水防の目的	本部班
2 水防組織	本部班、土木班、管理用地班、営繕班、市街地整備班、住宅班、都市政策班、農林水産班、消防部、消防団
3 水防警報	県（君津土木事務所）
4 気象情報・水防情報の伝達	本部班、土木班
5 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、営繕班、市街地整備班、住宅班、都市政策班、農林水産班、消防部、消防団

1 水防の目的

木更津市水防計画は、水防法第4条の規定により千葉県知事から指定された指定水防管理団体である木更津市が同法第33条第1項の規定により市の区域内における河川、海岸、港湾等の洪水、内水又は高潮および津波等の水災を警戒し、防ぎよし、又はこれらによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

2 水防組織

市長は、洪水等の風水害が発生するおそれのある場合、又は洪水に対する気象情報等の伝達を受けた場合、市役所内（土木課）に木更津市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入る。

■水防組織

水防本部長 （市長） 副本部長 （副市長） 本部付 （総務部長） （都市整備部長） （消防長） （経済部長）	総務班	危機管理課 管理用地課 土木課	(1) 水防本部の設置及び配備職員の招集 (2) 気象情報の収集及び関係機関との連携 (3) 被害状況の総括
	土木班	管理用地課 土木課	(1) 河川、排水施設等の点検、警戒及び監視 (2) 被害状況の現場調査 (3) 水防作業、排水活動及び冠水道路の復旧
	消防部	消防本部 消防署 消防団	(1) 雨量の観測及び通報 (2) 水防作業、排水活動及び救出・救護 (3) 警戒及び被害状況の現地調査
	農林水産班	農林水産課	(1) 排水施設等の点検、警戒及び監視 (2) 被害状況の現地調査
	協力班	営繕課、市街地整備課、建築指導課、住宅課、都市政策課	(1) 各班に対する協力及び応援

3 水防警報

洪水又は高潮により災害が起こる恐れがあるときの水防警報等の伝達系統は、水防法第33条1項により定められた木更津市水防計画による。なお、水防警報は君津土木事務所所長又は木更津港湾事務所所長が発表する。

水防警報の種類と発表基準は次のとおりである。水位基準は第3章第2節2に示す。

■水防警報（洪水）

種類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。

準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

■水防警報（高潮）

種類	内 容	発令基準
待機準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視、・避難誘導、・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

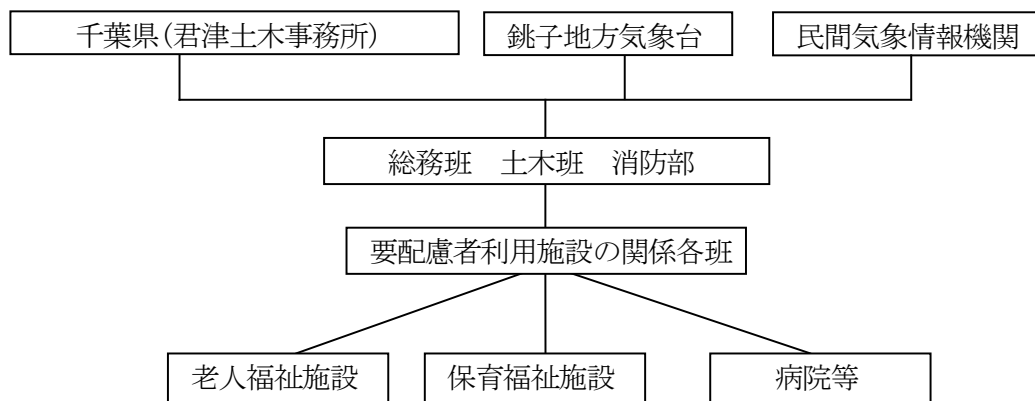
4 気象情報・水防情報の伝達

気象情報、土砂災害警戒情報及び河川情報の伝達については、第3章 第2節 2によるものとし、土木班長が本部班長と連携して行う。

なお、浸水想定区域内の地下街及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する要配慮者が利用する施設については、施設の現状について把握しておくとともに、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるように、水防法第15条による洪水予報等の伝達は、的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。

情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、FAX、防災行政無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難指示情報などの防災情報を伝達する。

■情報伝達系統図



5 水防活動

水防活動については、木更津市水防計画に基づき実施するが、その概要は次のとおりである。
水防本部は、次の活動を実施する。なお、水防活動は原則として複数人で行う。

- (1) 気象情報の収集、連絡
- (2) 雨量の観測、通報 (※水防計画 第7章の1・3 参照)
- (3) 水位・潮位の観測、通報 (※水防計画 第7章の2 参照)
- (4) 工事中箇所の警戒、指示
- (5) 危険箇所の警戒、巡視 (※水防計画 第3章の2～4 参照)
- (6) 危険状況の現場調査
- (7) 水防資機材の補給
- (8) 水防作業及び応援
- (9) 水門の操作 (※水防計画 第6章参照)
- (10) 被害状況の報告

※資料編3－7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設

第4節 避難計画

1 避難の指示等	本部班、シティプロモーション班、福祉支援班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者
3 自主避難	公民館班
4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班、避難所開設班
5 避難所等の閉鎖	教育総務班
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署
7 在宅避難者への対応	本部班

1 避難の指示等

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

また、県の「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるほか、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生など複合的な災害が発生することを考慮しつつ、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。

その他、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮しつつ、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合にエリアを限定して避難情報を伝達することについて、地域の実情、有効性、課題等を考慮した上で検討する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は「立退き避難」又は「屋内安全確保」を原則とするが、立退き避難をすることがかえって危険を伴うなどやむを得ない場合は「緊急安全確保」を行うことや、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。

(注) 「立退き避難」とは、災害リスクのある区域から外側へ移動することで、浸水想定区域外の指定緊急避難場所、知人宅、ホテル・旅館等への移動等がある。「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域内で安全を確保できる場所へ移動することで、浸水想定区域内で建物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階へ移動することなどがある。「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置である。

(1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者、その他の者に対し、避難指示等の発令理由を明らかにした上で、避難のための立ち退きの指示を行い、指示を行ったときは知事へ報告する。

また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レ

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

ベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

なお、避難指示等にあたっては対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合は避難行動をとりやすい時間帯に準備情報を提供するように努める。また、状況に応じて県や気象台等に助言を求めるものとする。

本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

■避難の種類及び発令基準の目安

種類	内 容	基準（水位周知河川）	基準（土砂災害）	基準（その他）
高齢者等避難（警戒レベル3）	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 （ア）基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」の場合 イ 軽微な漏水・侵食等が見された場合 ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒」の場合 イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	ア その他の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示（警戒レベル4）	危険区域の住民が避難すること。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。	ア 基準水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 （ア）基準水位観測所の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険」の場合 イ 異常な漏水・侵食等が見された場合 ウ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 エ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき イ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険」の場合 ウ 大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 エ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 オ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 カ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき

緊急安全確保 (警戒レベル5)	既に災害が発生している状況。 (必ず発令されるものではない) 命を守るための最善の行動を実施。	ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）	ア 土砂災害が発生した場合	ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき
		イ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ はん濫発生情報が発表されたとき エ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 オ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	イ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	①災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
	②洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
警察官 海上保安官	①市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第61条
	②市長から要求があったとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	③人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	自衛隊法第94条
	①人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	
知事又は知事の命を受けた県職員	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

（注）災害対策基本法は避難指示と緊急安全確保、その他の法令は避難指示を行うことができる。

（2）警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	①災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ①消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	①火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	①水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官、海上保安官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ①市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
警察官	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ①消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	①水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	①市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(3) 避難情報等の伝達

ア 住民への伝達

本部班及びシティプロモーション班は、避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

■避難情報等の伝達

(ア) 伝達方法		
①市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）	②エリアメール	
③きさらづ安心・安全メール	④市ホームページ	
⑤コミュニティFM	⑥広報車	
⑦CATV等報道機関	⑧サイレン又は警報	
⑨ツイッター等のSNS	⑩その他速やかに住民に周知できる方法	
(イ) 伝達内容		
①避難の対象区域	②避難先	③避難経路
④避難指示等の理由	⑤その他注意事項	

イ 県に対する報告

本部班は、避難指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び君津地域振興事務所に報告する。

ウ 関係機関への通報

本部長（市長）が避難指示を行った時、又は警察官等から避難等の指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。

2 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、市職員、警察官、自衛隊員、消防職員、消防団員等が、自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき、実施する。

3 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

自主避難者の対応は、公民館班が行うものとする。

4 避難所等の開設と運営

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助する。

市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

また災害対策本部設置前（注意・警戒配備）においても、今後の気象状況を考慮した上で避難所を開設する必要がある場合は、市長は開設することができるものとする。

なお開設場所については、下記の施設を優先的に開設する。

(ア) 清見台公民館

(イ) 八幡台公民館

(1) 避難所の安全点検及び開放

教育部各班は、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。

避難所の安全点検の結果、判定が困難な場合は本部から建築指導班へ連絡し、直ちに応急危険度判定士が判定を行う。

(2) 避難状況の確認・報告

教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難指示の伝達を適切に実施する。

(3) 避難所の運営

ア 運営準備

教育部各班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。

イ 避難者の把握

避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。

ウ 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保並びにその健康状態の把握、栄養指導、衛生状態等の健康管理に努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を関係部班で共有するほか、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトなど感染症対策に必要な措置を講じる。

その他、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVを予防するための注意喚起や相談窓口の設置等に努める。

■避難所の運営項目

- ①必要物資の管理・分配
- ②避難者の転出入確認、名簿作成
- ③情報管理、広報
- ④環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等）
- ⑤感染症対策（マスク、消毒液の備蓄・管理、検温・消毒ブース等の設置、スペースの確保）
- ⑥警備
- ⑦入浴措置
- ⑧高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮
- ⑨傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等
- ⑩相談、苦情処理、要望聞き取り
- ⑪各種調査
- ⑫ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- ⑬各種記録

■女性への配慮事項

- ①女性専用の相談窓口
- ②女性専用の物干し場、授乳室の設置
- ③男女別の更衣室、トイレ等の確保
- ④女性担当者による女性専用の物資の配布
- ⑤防犯対策

エ 避難状況の報告及び記録

本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。

各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。教育総務班は、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

オ 長期対応

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。

5 避難所等の閉鎖

教育総務班は、避難所等の閉鎖に当たっては、本部会議で調整ののち、あらかじめ避難者に対し閉鎖を予告し、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

6 防犯対策

木更津警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、市と連携して地域の巡回パトロールを行う。また、市民活動支援班は、木更津警察署と連携して、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

7 在宅避難者への対応

本部班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービス（第4の3及び4参照）を提供するように努める。

※資料編3－1 避難場所等一覧

第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策

1 避難誘導等	本部班、シティプロモーション班、福祉支援班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、
2 避難行動要支援者の支援	本部班、シティプロモーション班、福祉支援班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班
3 福祉避難所の設置	福祉支援班、社会福祉施設管理者
4 避難所から福祉避難所への移送	福祉支援班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会
5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	福祉支援班
6 社会福祉施設入所者等への支援	福祉支援班、社会福祉施設管理者

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。
- オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うが、その優先順位等については、避難行動要支援者避難支援プランの全体計画等に基づくものとする。

(3) 緊急入所等

福祉支援班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、在宅での生活の継続が困難な避難行動要支援者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安全確保

避難所を開設した避難所の責任者は、各避難所に保管してある要支援者名簿を開封し、民生委員、警察官、自治会長等の協力を得て安否確認を行い、避難支援が必要な場合は、避難支援を指示し、実行する。避難行動要支援者の情報は、福祉支援班に連絡する。

また、障がい福祉班、高齢者福祉班及び健康推進班は、地区の民生委員、自治会長等の協力を得て、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難生活での配慮

避難所を開設した場合は、教育部各班は、避難行動要支援者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

福祉支援班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

企画班は、外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。

(3) 避難所における支援

障がい福祉班及び高齢者福祉班は、避難行動要支援者に対する援護対策のニーズを把握し、木更津市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

ア 施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切りなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

避難行動要支援者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

エ 医療的支援

衛生環境の悪化による感染症等の予防を行う。

オ DWATの要請

避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

(4) 巡回相談等の実施

福祉支援班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

3 福祉避難所の設置

避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。福祉避難所の設置は、福祉班が福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

福祉支援班は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

福祉支援班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要支援者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要支援者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、福祉支援班は、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、福祉支援班および県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

6 社会福祉施設入所者等への支援

- (1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉支援班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

- (2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、市が必要な支援を実施する。

第6節 救助救急・医療救護活動

1 救助・救急	消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署
2 危険物等の対策	消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部
3 医療救護	健康推進班、消防部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会

1 救助・救急

（1）救助活動

ア 行方不明者情報の収集

消防部及び消防団は、住民、自主防災組織からの通報、緊急対応班の調査により、要救出者、行方不明者の発生状況を把握する。

イ 救助活動

消防部及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

■救助活動

- ①延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ②延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

エ 警察の活動

木更津警察署は、次の活動を行う。

（ア）倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

（イ）救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

オ 海上保安署の活動

木更津海上保安署は、次の活動を行う。

（ア）海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。

（イ）負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

（ウ）避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

（エ）臨海事業所においては、施設の倒壊や液状化等の影響により、孤立者が発生する可能性もあることから、海上からの避難が必要になった場合、海上保安署は他救助機関と連携して孤立者を揚収し、市等が指示する場所に搬送する。

(2) 救急活動

ア 救急搬送

重症者については、救命処置を要する者を優先し消防部、救護班の車両により搬送する。車両による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

イ 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

2 危険物等の対策

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防部及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

また、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、施設管理者は速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。消防部は、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(1) 高圧ガス等の保管施設

消防部及び県は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設

消防部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

エ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

(3) 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

(4) 毒物・劇物保管施設

県は、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、教育部は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

(5) 危険物等輸送車両等

消防部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

ア 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

ウ 危険物輸送車両等の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

3 医療救護

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

(1) 救護本部の設置

健康推進班は、市役所朝日庁舎会議室Bに木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。

また、君津健康福祉センターが君津地域の合同救護本部を設置した場合は同本部と連絡調整を行い、同本部の地域災害医療コーディネーターをはじめ、君津地域の各市、災害拠点病院等の各医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

■市救護本部・合同救護本部の主な機能

- | |
|---|
| ①君津地域の医療救護活動の指揮、調整
②DMA T以外の医療救護班の応援活動についての指揮、調整
③搬送先医療機関の確保、調整
④県災害医療本部への要請（医薬品の供給等）
⑤地域の診療機能の復旧支援、復旧状況に応じた巡回診療の推進 |
|---|

(2) 初動医療体制

ア 医療機関の状況把握と広報

健康推進班は、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局の被災状況及び稼働状況について把握し、受診可能な医療機関や薬局等の情報を住民に広報する。

イ 救護所の設置

健康推進班は、医療機関の稼働状況を把握し、君津健康福祉センターや君津木更津医師会と協議し、必要に応じて救護所の設置を行う。

ウ 救護班の編成

健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。

エ 救護所の運営

救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。

オ 医療用資器材の確保

健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

カ 救護所の閉鎖

健康推進班は、地域の医療機能が回復したら、救護所を閉鎖、巡回診療を終了する。

キ 精神医療チームの派遣要請

健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動拠点本部が設置された場合に、DPATの行う医療救護活動との調整を図るものとする。

■救護所での活動

(ア) 救護所設置予定箇所

救護所の設置は、地域の医療機関受け入れ状況を確認した後に、被災状況に応じ、被災者の人数が多い箇所を優先し、市内小中学校または、公民館等に設置する。

(イ) 救護所での活動

- A 負傷者の緊急度の判定
- B 被災現場から移動してきた住民の応急処置
- C 自治会、自主防災組織等との協力による負傷者への応急措置
- D 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- E 緊急に対応を必要とする心臓病及び重症高血圧、重症糖尿病患者への医薬品の提供

(3) 後方医療体制

ア 後方医療機関の確保

健康推進班は、市内の救急告示病院、災害拠点病院に重症者の受け入れについて要請する。

また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受け入れを要請する。

イ 傷病者の搬送

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、自治会、自主防災組織、事業所等が協力して行うことを基本とする。

(4) 透析患者・在宅酸素患者等への対応

健康推進班は、人工透析、酸素療養の応急措置について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

(5) 妊婦への対応

健康推進班は、通常の分娩は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

1 災害警備計画	木更津警察署、木更津海上保安署
2 交通対策計画	管理用地班、市民活動支援班、財産活用班、木更津警察署、道路管理者
3 緊急輸送	土木班
4 緊急輸送の実施	本部班、財産活用班、教育総務班、スポーツ振興班
5 在港船舶対策計画	港湾管理者

1 災害警備計画

(1) 千葉県警察災害警備計画

ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

(ア) 災害警備連絡室

県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等

(イ) 災害警備対策室

県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等

(ウ) 災害警備本部

県内に特別警報が発表された場合等

イ 災害警備活動要領

- (ア) 要員の招集及び参集
- (イ) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- (ウ) 装備資機材の運用
- (エ) 通信の確保
- (オ) 救出及び救護
- (カ) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (キ) 警戒線の設定及び被害の拡大防止措置
- (ク) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (ケ) 報道発表
- (コ) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (サ) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (シ) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (ス) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (セ) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (ソ) その他必要な応急措置

(2) 木更津海上保安署の非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

- (ア) 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。
- (イ) 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2 交通対策計画

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ 調査及び報告

管理用地班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

- (ア) 支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を本部長（市長）に報告する。
- (イ) 本部長（市長）は、上記(ア) による報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

(2) 交通規制

ア 道路管理者等の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、災害対策基本法第76条第1項の規定により、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をとる。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行い通行の確保を行う。この場合、やむを得ない場合において、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

イ 公安委員会の交通規制

- (ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- (イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 警察署長の交通規制

木更津警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

- (ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- (イ) 警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないとき又は、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- (ア) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（2）イの職務の執行について行うことができる。
- (イ) 自衛官等は、前項の命令又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

カ 木更津海上保安署の海上交通規制

- (ア) 木更津港長（木更津海上保安署長）は、必要に応じ港内在泊船舶の避難勧告を行うほか、海上障害物が存在する場合、海上の状況に応じ巡視艇により海上の交通整理を実施し、必要ある場合は航行制限を実施する。
- (イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、航行警報、水路通報及び海の安全情報により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる。

(3) 緊急通行車両等の確認等

ア 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

財産活用班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

イ 緊急通行車両等の事前届出について

(ア) 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、木更津警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

(4) 交通情報の収集及び提供

市民活動支援班は、木更津警察署及び道路管理者と連絡を取り、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

3 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送道路

市域において交通規制の対象となる道路は、主として県で定める「千葉県緊急輸送道路 1 次路線（交通規制対象道路）」である。

■交通規制対象道路

- | |
|--|
| ①館山自動車道、館山自動車道木更津南支線 |
| ②東京湾アクアライン、アクアライン連絡道、首都圏中央連絡自動車道 |
| ③国道 16 号、主要地方道木更津富津線、主要地方道袖ヶ浦中島木更津線、木更津市道 206 号線 |
| ④国道 127 号 |
| ⑤国道 410 号、国道 409 号 |

(2) 市の主要道路

土木班は、主要な市道を点検するとともに、障害物の除去を実施し交通の確保を図る。

4 緊急輸送の実施

(1) 車両輸送

ア 車両の確保

財産活用班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

イ 燃料の確保

財産活用班は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。

(2) 鉄道輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

ア ヘリコプターの要請

本部班は、災害による交通の途絶又は傷病者の空輸等緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じて自衛隊等に対し、ヘリコプターによる輸送を要請する。

イ 臨時ヘリポートの開設

教育総務班及びスポーツ振興班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊等とともに開設準備を行う。

また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。

■臨時ヘリポートの開設予定場所

名 称	所在地	電 話
木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321
木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987
富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020
岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096
金田中学校	中島 2820	(41) 0032
畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021
東清小学校	菅生 114	(98) 0424
鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319

(4) 海上輸送

本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊、海上保安庁に、また、民間船舶、漁業協同組合に海上輸送を要請する。

また、災害時の海上輸送体制を強化するため、平時から関係機関等と機会を捉えて防災訓練を実施する等、密接な連携を図る。

5 在港船舶対策計画

災害時の木更津港における在港船舶の安全を確保するため、次の対策を実施する。

(1) 港湾管理者（県木更津港湾事務所）

ア 気象通報組織を通じての予警報の周知徹底

イ 情報周知、保船等の指導

ウ 関係機関との情報交換

エ 荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤及び船溜の整備を進めておくものとする。

(2) 港長（木更津海上保安署長）

ア 台風等が木更津港に来襲し、災害の発生が予想される場合、「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。

イ 港則法により特定港としての船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

(3) その他の対策

港長は、港則法により特定港としての船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。また、貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網端（あば）の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

なお、荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤の整備及び小型タンカー用の船溜の整備を進めておくものとする。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第8節 救援物資供給活動

1 応急給水	かずさ水道広域連合企業団
2 食料・生活必需品等の供給	市民班、物資供給支援班
3 燃料の調達	財産活用班
4 救援物資の受け入れ・管理	市民班、物資供給支援班、福祉支援班、スポーツ振興班、市場班、保険年金班

1 応急給水

(1) 飲料水の確保

ア 飲料水の確保

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。

水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。

河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。

イ 水源の水質検査及び保全

本部班は、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。

ウ 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(2) 給水活動の準備

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備

給水場所の設定	指定避難所等
給水計画作成	①給水ルート ②給水方法 ③給水量 ④人員配置 ⑤広報の内容・方法等 ⑥資機材の準備 ⑦水質検査
応援要請	自衛隊、海上保安庁、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合
給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）

(3) 給水方法

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。

ア 緊急給水

初期の応急給水活動は、給水車により救急告示病院・総合病院等重要な病院（特に人工透析患者が入院・通院している施設）、社会福祉施設等の重要拠点への給水を中心に行う。

イ 給水方法

被災者への給水は、緊急給水体制が整い次第、指定避難所等に給水拠点を拡大する。

給水方法は、給水車より簡易貯水槽（5.7t）、給水タンク（0.5t・1.0t）に飲料水を補給し、付属の仮設給水栓から非常用飲料水袋（5～6リットル）や、住民の持参した容器に給水を行う。搬送用容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

また、要請に応じて、指定避難地以外で給水が必要な施設に応急給水を行う。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

ウ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

■給水量の基準

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日	3L/人・日	概ね1km以内	耐震性貯水槽・タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量	概ね10m以内	仮配管の各戸給水・共用栓

(4) 給水広報

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料・生活必需品等の供給

(1) 備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 食料の確保

ア 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- | |
|--|
| ①避難所に収容された者
②全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
③住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
④旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
⑤施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
⑥災害応急対策活動従事者 |
|--|

イ 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳類とし、できる限り避難行動要支援者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

市民班、物資供給支援班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、政府所有米穀の調達を要するときは、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

ウ 炊き出し

市民班は、弁当、パン等の調達が十分でない場合は、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを実施する。炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

(3) 食料の供給

市民班、物資供給支援班は、食料の搬送を食料供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。

避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

(4) 生活必需品の確保

ア 供給の対象者

生活必需品の供給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ ②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 調達の方法

市民班、物資供給支援班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

(5) 生活必需品の供給

市民班、物資供給支援班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。できない場合は、物資集積所に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

3 燃料の調達

財産活用班は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、迅速な調達を行う。

4 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の要請

ア 全国への要請

市民班、物資供給支援班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、全国的に救援物資を募集する。募集の際は、必要とする物資の種類、量、送付方法等について情報を提供する。なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

福祉支援班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

(2) 救援物資の受け入れ

救援物資は登録制とし、必要がある時期に市民班、物資供給支援班が供給先に要請する。

スポーツ振興班及び市場班は、救援物資の集積場所を開設する。集積された物資を、保険年金班が受け入れた後、ボランティアの協力を得て仕分け作業を行い、保険年金班が避難所へ配送する。

■物資集積場所

1位 木更津市民体育館 2位 木更津市民会館 3位 地方卸売市場 ※ 災害状況に応じて民間施設等を物資集積場所として活用することも検討する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3-3 災害時における市の物資調達先一覧

※資料編3-4 応急仮設住宅設置予定箇所

第9節 広域応援の要請

1 自治体等への応援要請	本部班、応援職員支援班、職員班
2 消防の広域応援要請	消防部
3 上水道・下水道事業体の相互 応援	下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団
4 労働力の確保	本部班、木更津公共職業安定所
5 広域避難の要請・受入れ	本部班、市民班、住宅班、教育部各班

1 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。

■県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部防災対策課	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	災害対策基本法第68条

なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、り災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。

また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長(市長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。本部班は、これらの手続きを実施する。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・ あっせん要請	①派遣の要請・あっせんを求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他必要な事項	派遣：災害対策基本法 第29条 あっせん：災害対策基本法 第30条 地方自治法第252条の17

(3) 県内市町村との相互応援

県内で大規模災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消

防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。本部班は、これらの手続きを実施する。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	①被害状況 ②応援の種類 ③応援の具体的内容及び数量 ④応援を希望する期間 ⑤応援場所及び応援場所への経路 ⑥その他必要な事項
応援の種類	①食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥被災傷病者の受入れ ⑦死体の火葬のための施設の提供 ⑧ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ボランティアの受付及び活動調整 ⑩前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（4）応援隊の受入れ・活動支援

応援隊の集結地は、下水処理場駐車場とし、職員班が受け入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

（5）受援計画の策定

危機管理課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。

2 消防の広域応援要請

（1）広域消防応援体制

ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

本部長（市長）及び消防長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

イ 緊急消防援助隊

消防庁長官は、県知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

ウ 隣接市等との消防相互応援

消防長は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請する。

エ 広域一時滞在

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

(ア) 協議の実施

災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。

適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。

なお、協議を行う場合は、知事に報告する。

(イ) 協議内容の公示及び通知

協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。

また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。

(ウ) 県外広域一時滞在

災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。

(エ) 避難者の受け入れ

市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設を提供する。

(2) 消防機関の受入れ

消防部は、緊急消防援助隊の進出拠点を「本署」、「金田分署」とし、応援派遣部隊の受け入れ及び指揮、運用を行う。

(3) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

3 上水道・下水道事業体の相互応援

(1) 上水道

かずさ水道広域連合企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行う。また、水道業者への応援要請の必要があるときは、かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」に基づき、復旧活動の要請を行う。なお、管工事業協同組合でも対応できない場合は、一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

(2) 下水道

下水道推進班は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき県に、応急措置の支援を要請する。

4 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、木更津公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込をするものとする。本部班は、これらの手続きを実施する。

5 広域避難の要請・受入れ

(1) 広域避難の要請

ア 広域避難の要請

市長は、避難指示等を発令した際、避難場所等を確保できず、市民等を保護するため県内の他市町村に滞在させる必要がある場合、当該市町村長と協議することができる。

また、避難者を県外の市町村に滞在させる必要がある場合は、知事に対して当該都県の知事と受入れを協議するよう要求できる。なお、緊急を要する場合は知事に報告し、当該市町村長と協議することができる。

イ 広域一時滞在の要請

市長は、市内の被災者について県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難又は広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

教育部各班は、広域避難者に対し、避難所を開設して収容する。

住宅班は、広域一時滞在者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第10節 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣要請の手続き	本部班
2 災害派遣部隊の受入体制	本部班
3 災害派遣部隊の撤収	本部班
4 災害派遣部隊の活動	本部班
5 経費負担区分	本部班

1 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣・撤収要請

ア 派遣要請

本部長（市長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

イ 派遣要請の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの手続きを実施する。

2 災害派遣部隊の受入体制

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受け入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(1) 作業計画の作成

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 資機材の準備

必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。

(3) 施設の準備

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機種	必要地積（最小）	機種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約 30m×30m	UH-60×1	約 50m×50m
UH-1H×1	約 36m×36m	CH-47×1	約 100m×100m

注：四方向に障害物のない広場のとき

(4) 交渉窓口

- ア 連絡窓口を一本化する。
- イ 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

3 災害派遣部隊の撤収

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	①災害の情况及び派遣を要請する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部防災対策課

■緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1ヘリコプター団 （木更津）	第3科運用班長 0438-23-3411 内線 215	駐屯地当直司令 0438-23-3411 内線 301
	県防災行政無線 時間内：633-721、633-723	
	時間外：633-724	

4 災害派遣部隊の活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の支援活動

①被害状況の把握	②避難の援助	③遭難者等の捜索救助
④水防活動	⑤消防活動	⑥道路又は水路の啓開
⑦応急医療、救護及び防疫	⑧人員及び物資の緊急輸送	⑨給食及び給水
⑩入浴支援	⑪物資の無償貸与又は譲与	⑫危険物の保安及び除去
⑬その他		

(1) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

①関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
②知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

5 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

※資料編6－3 自衛隊災害派遣要請様式

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校
4 応急保育	こども保育班

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (ウ) 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

- ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- カ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を

支援する。

2 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、学校教育班に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児に周知徹底を図る。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	①児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ②関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 応急教育

ア 応急教育の実施

学校長等は、災害発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児は、授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校教育班は、他市町村へ避難する児童・生徒・園児については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

イ 学校給食の措置

教育総務班及び学校教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

ウ 健康管理

学校教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒・園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、君津健康福祉センター及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

エ 授業料の減免

教育総務班は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は本部長（市長）及び学校教育班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助するものとする。

なお、本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合は、救助に着手するものとする。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における給与は、同法が適用された場合に準ずるものとする。

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 応急保育

こども保育班は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

第12節 帰宅困難者等対策

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティプロモーション班
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者
4 帰宅困難者等への情報提供	本部班、シティプロモーション班
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校など関係機関に対し、周辺市町村、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供

本部班及びシティプロモーション班は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

本部班は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

本部班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市または警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、本部班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物対策

1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）
2 飲料水の安全確保	本部班、かずさ水道広域連合企業団、県（君津健康福祉センター）
3 防疫	健康推進班、環境衛生班、県（君津健康福祉センター）
4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、福祉支援班、環境衛生班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会
5 動物対策	環境衛生班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会
6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者
7 環境汚染の防止	環境衛生班

1 保健活動

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。

（1）被災者の健康管理

ア 避難所等での巡回医療及び健康支援

（ア）健康状態の把握

（イ）軽傷者、持病をもつ者への対応、健康状態に応じた巡回医療活動

（ウ）二次的な健康障がい予防活動の実施

（エ）衛生状態、栄養状態・食中毒・感染症・持病の内服管理状況等の把握

イ 予防措置

低体温症・脱水・感染症・肺炎・消化器潰瘍・エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）・口内炎・う歯・歯周病・認知症・心のケア等のための情報や保健指導、体操等を行う。

ウ 健康相談・健康教育の実施

（2）医療情報の提供

健康推進班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

（3）予防措置

健康推進班は、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導、カウンセリング等のメンタルケアなどを君津健康福祉センターと連携して実施する。

2 飲料水の安全確保

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と君津健康福祉センターと連携し、災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。

3 防疫

(1) 防疫体制の確立

健康推進班及び環境衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

君津健康福祉センターは、災害の規模に応じ君津木更津医師会等の協力を得て避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。健康推進班は、これに協力する。

イ 感染症患者への措置

君津健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、発生状況を調査し、感染症患者が発生した場合においては、必要に応じて次のような措置をとる。健康推進班は、これに協力する。

■ 感染症患者への措置

①発生状況、動向及び原因の調査	②健康診断	③就業制限
④感染症指定医療機関への入院勧告	⑤消毒等	

ウ 広報活動

健康推進班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

環境衛生班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資機材・薬剤は、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

オ 報告

健康推進班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

4 遺体の搜索処理等

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。対象者の条件は次のとおりである。

ア 住居地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと

イ 住家の被害状況は関係がないこと

ウ 原因は問わないこと

市民活動支援班は、相談受付窓口で受付けた搜索願及び被災現場等での情報を取りまとめる。情報は、消防部、警察、自衛隊等搜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

(2) 搜索及び収容の実施

消防部は、消防団、木更津警察署、自衛隊に協力を要請して搜索活動を行う。木更津海上保安署は、災害により海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視船艇により搜索を開始する。

行方不明者を発見し、明らかに死亡していると認められるときは、木更津警察署に連絡し遺体の検視（見分）を行う。市域外の住民の遺体が発見された場合は、直ちに被救助者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせるものとする。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

なお、海上で発見、揚収した遺体については、木更津警察署に連絡したうえ、指示された岸壁等で木更津警察署に引き渡して検視（見分）を行う。

（3）遺体の処理

ア 遺体処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

（ア）災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

（イ）死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

（ウ）被災地からの漂着遺体で引き取りが不可能な場合

イ 遺体の検視（見分）

木更津警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

身元が不明な場合は、住民等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、警察等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

ウ 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

エ 遺体安置所の設置

福祉支援班は、遺体の検案、安置等を行うため、市内の公共施設、寺院等に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

オ 遺体の処理

福祉支援班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■遺体の処理

①遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
②遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③検案	死因その他の医学的検査をする。

（4）遺体の埋火葬

ア 埋火葬の受け付け

市民班は、遺体安置所又は住民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

イ 埋火葬

遺体は火葬場で火葬する。環境衛生班は、火葬場が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。

また、福祉支援班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

木更津市火葬場 木更津市大久保 843-1

ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

福祉支援班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「木更津市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成11年規則10号）により扱うものとする。

5 動物対策

（1）死亡獣畜の処理

廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は君津地域振興事務所、①②を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。

（2）放浪動物への対応

環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

（3）ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。

本部班は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及に努める。

環境衛生班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

6 清掃及び障害物の除去

（1）災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備

廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、国、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

なお、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

（2）がれきの処理

ア 処理体制の確立

廃棄物対策班は、風水害等により大量のがれきが発生した場合は、「千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村及び一部事務組合間で相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体等に伴い、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

イ 処理方法

廃棄物対策班は、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

なお、市が甚大な被害を受けた場合で自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(3) 片付けごみ、生活ごみの処理

ア 処理施設における措置

廃棄物対策班は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により木更津市クリーンセンター又は君津地域広域廃棄物処理施設の稼働が停止した場合は、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

イ 処理体制の確立

廃棄物対策班は、処理施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。

ごみの収集、処理は、廃棄物対策班、市内委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

ウ 収集処理体制

廃棄物対策班は、片付けごみ、生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）に区分して収集し、片付けごみ、不燃ごみについては木更津市クリーンセンターで、可燃ごみ等については、君津地域広域廃棄物処理施設で処理する。

(4) し尿の処理

ア 仮設トイレの設置

自宅トイレが使用できない避難者の使用にも耐えるよう、災害発生当初は、各避難所に備蓄している組立式簡易トイレを避難所担当の職員が速やかに設置する。その後、廃棄物対策班はレンタルにて確保した仮設トイレを避難所等に設置する。

イ 自己処理

住家が全半壊した住民以外は、自宅トイレ等を使用することとする。そのため、廃棄物対策班は業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて住民へ配布する。

ウ 収集処理体制の確立

廃棄物対策班は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、収集運搬許可業者、他市町村及び県、関連団体等に協力を要請し、収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿の処理は、新川園衛生処理場で行うが、対応できない場合は、近隣の処理場に要請する。

(5) 障害物の除去

ア 道路上の障害物の除去

土木班及びその他道路管理者は、所管する道路上の障害物の除去を行う。特に「緊急輸送道路1次路線」については最優先に実施する。

イ 河川の障害物の除去

土木班及びその他河川管理者は、所管する河川の障害物の除去を行う。

ウ 港湾・漁港の障害物の除去

(ア) 港湾区域内の障害物は、県が千葉清港会等に運営を委託している清掃船等にて除去し、千葉港湾塵芥焼却場にて焼却する。

(イ) 漁港区域の障害物、臨港道路上の障害物の除去は、施設管理者が行う。

(ウ) 木更津海上保安署は、海難船舶又は漂流物・沈没船等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ又は勧告する。

(エ) 木更津海上保安署、木更津港湾事務所等は調整のうえ海上漂流物の回収を行うこととし、所有者が判明した漂流船舶等については、一時係留場所に保管後、所有者に対し引取りを要請する。

(6) 災害廃棄物に関する啓発・広報

住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

7 環境汚染の防止

環境衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視を実施し、必要に応じて関係機関等と協力して環境汚染防止に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3－5 緊急告示病院・総合病院等重要な医療機関

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の提供等	営繕班、住宅班
2 被災宅地の危険度判定	都市政策班
3 リ災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部

1 応急仮設住宅の提供等

(1) 被災住宅の応急修理

営繕班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 住居障害物の除去

営繕班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。

市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■住宅関係の障害物除去の対象者

- ①当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ②住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 応急仮設住宅の供給

ア 需要の把握

営繕班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、リ災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の入居対象者

- 次のすべての条件に該当する者
- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - (イ) 居住する住家がない者
 - (ウ) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - A 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - B 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
 - C 上記に準ずる者

イ 応急仮設住宅の方法の選択

応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、借上げ型を基本としつつ、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。

(ア) 建設型応急仮設住宅

A 用地確保

営繕班は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

B 建設

災害救助法が適用されない場合、営繕班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

C 入居

住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、応急仮設住宅の管理を行う。

(イ) 借上げ型応急仮設住宅

住宅班は、応急仮設住宅として民間賃貸住宅の空き家を活用する場合は、(ア)に準じて入居の取り扱い、管理を行う。

(4) その他の住宅提供等

住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に提供する。

市営住宅に関しては、市営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

市営住宅のうち行政財産目的外使用許可により提供できる住戸の入居の取り扱い、管理を行う。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。

都市政策班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 リ災証明の交付

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びリ災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

■住家の被災調査の概要

①一次調査

外観目視調査により、床上浸水か否か及び浸水深により判定する。

②二次調査

床上浸水の場合、外部目視及び内部立入調査により判定する。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(ウ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(エ) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(2) り災証明の発行

市民税班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口にてり災証明書を発行する。

なお、火災による火災証明書の発行は、消防部が行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3－4 応急仮設住宅設置予定箇所

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガス(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 放送機関	日本放送協会
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者
9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)
11 その他公共施設等	施設管理者、生涯学習班

1 水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。

- (1) 取水、導水、浄水、配水施設の復旧
- (2) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路

2 下水道施設

下水道推進班は、被害が発生した場合は「下水道業務継続計画」により、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。

また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

- (1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」
※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定
- (2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」
※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定
- (3) 「災害時における電源車の配備に関する覚書」
※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定

■電気に関する広報事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①無断昇柱、無断工事をしないこと②不良箇所（電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること③断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと⑤使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること |
|---|

4 ガス施設

東京ガスネットワーク株式会社は、災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防部、木更津警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。

■電話に関する広報事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①通信途絶、利用制限の理由と内容②災害復旧措置と復旧見込時期③通信利用者に協力を要請する事項④災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始⑤災害用伝言板「web171」の提供開始 |
|--|

6 郵便

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話株式会社等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

7 放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、災害情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市の要請による防災情報の伝達にあたる。

8 道路・橋梁

各道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じる。

また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁について応急復旧措置を行う。

9 鉄道

(1) 運転規制

東日本旅客鉄道株式会社は、雨量等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から避難指示があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難所等へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

10 交通施設

日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

11 その他公共施設等

地震が発生した場合、市が管理する河川、都市公園、漁港施設、国又は県等が管理する文化財の被害状況を速やかに把握し、各施設等の機能確保を図るため、災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

暴風雨、洪水、高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 都市公園施設

暴風雨、洪水、高潮等により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 漁港施設

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

暴風雨、高潮等により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 海岸管理施設

暴風雨、高潮等により堤防、護岸等の海岸管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(5) 文化財

地震・津波等により文化財が被害を受けた時は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を通じて、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。又、被害のおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第16節 ボランティアの協力

1 ボランティアの活動分野	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
4 災害時におけるボランティアの登録、派遣	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
5 ボランティア受入体制	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

■ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
①救護所等での医療、救護 ②被災地地の危険度判定 ③外国語の通訳 ④災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ⑤被災者への心理治療 ⑥避難行動要支援者の看護 ⑦その他の専門的知識、技能を要する活動等	①避難所の運営補助 ②炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 ③救援物資や義援品の仕分け ④避難行動要支援者の支援 ⑤清掃 ⑥その他被災地における軽作業など

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

大規模災害時には、災害対策に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的に対策を展開する。災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

■協力を求める個人、団体

個人	団体
①被災地周辺の住民 ②被災建築物応急危険度判定士 ③被災地危険度判定士 ④ボランティア活動の一般分野を担う個人 ⑤その他	①日本赤十字社千葉県支部奉仕団 ②千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会 ③財団法人ちば国際コンベンションビューロー ④社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部 ⑤その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

福祉支援班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障がい者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平時に登録を行っている。

(2) 市災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地の避難所等へ来たボランティア希望者については、状況に応じて被災現地の連絡所や避難所等に臨時のボランティア受付窓口を設定して受付を行う。

(4) ボランティアニーズの把握

木更津市社会福祉協議会は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

福祉支援班は、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域におけるボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

福祉支援班は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティア受入体制

(1) ボランティアセンターの設置

木更津市社会福祉協議会は、**福祉支援班**と連携して、ボランティア活動の調整機関としてボランティアセンターを木更津市民総合福祉会館に設置する。

ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

その他、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

(2) 市とボランティアセンターとの調整

福祉支援班は、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部と市災害ボランティアセンターの連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

ア ボランティアセンターの設置の協議

イ 市内被害状況に関する情報の提供

ウ 対策実施状況に関する情報の提供

エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整

オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供

カ ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供

キ ボランティアセンターとの連絡調整

(3) ボランティアへの支援

ア 食事や宿泊場所の提供等

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則としてボランティア自身が対応する。

イ 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う活動場所までの交通費、活動に必要な事務用品等の経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。

ウ 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

エ ボランティアの生活環境に対する配慮等

福祉支援班、社会福祉協議会は、NPO、NGO、ボランティア団体等と情報を共有してボランティア活動の実態を把握し、ボランティアの活動や生活環境を良好にするための支援に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための措置

1 被災者の生活確保	市民税班、資産税班、収税対策班、会計班、住宅班、福祉支援班、高齢者福祉班、こども保育班、木更津市社会福祉協議会、木更津公共職業安定所、日本郵便(株)、住宅金融支援機構
2 事業者等への融資	農林水産班、産業振興班

1 被災者の生活確保

市及び防災関係機関は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害相談の機会や被災者台帳を活用し、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境を確保し、次の各種支援策を実施する。

(1) 被災者生活再建支援金

福祉支援班は、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。

ア 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

イ 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) 上記(ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

(オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

ウ 対象となる被災世帯

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200 万円	100 万円	50 万円
支給額（中規模半壊）	100 万	50 万	25 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を購入・建設（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

（2）千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

福祉支援班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（3）木更津市被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

福祉支援班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（4）公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

ア 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。

住宅班は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。

イ 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

（5）災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

福祉支援班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

福祉支援班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付け

福祉支援班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

エ 市災害見舞金の支給

福祉支援班は、「木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱」に基づき、災害により被災した市民に対し見舞金を支給する。

(6) 生活福祉資金の貸付け

木更津市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(7) 税等の減免等

市税条例、県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。市民税班、資産税班、収税対策班は、次の措置をとる。

ア 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

ウ 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

オ 保育料の減免等

こども保育班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

(8) 雇用の確保

木更津公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

エ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(9) 義援金の取扱い

ア 義援金の受入と保管

会計班は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

イ 義援金の配分

福祉支援班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(10) 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

ア 郵便関係

- (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 郵便貯金関係

- (ア) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- (イ) 郵便貯金業務の非常取扱い

ウ 簡易保険関係

保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱い

(11) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

(12) 介護保険における対応

高齢者福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

2 事業者等への融資

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

産業振興班は、災害により被害を受けた中小企業が再建のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等と連携を図り広報等を行う。

(2) 農林漁業者への融資資金

農林水産班は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

※資料編 1－12 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

※資料編 3－6 義援金領収書・義援品受領書の書式

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガス(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 農林・水産業施設	施設管理者
7 公共土木施設	施設管理者

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。

(重要施設)

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア 供給設備
- イ 通信設備
- ウ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 農林・水産業施設

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

（ア）用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

（ア）堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（ウ）下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づける。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(3) 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 破堤。
- (イ) 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの。
- (ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- (エ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの。

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの。
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）。
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

7 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

また、市が管理する指定区間外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当である場合は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度による支援を行うよう要請する。

(2) 河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの。
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの。
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。

- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）。
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- (エ) 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 激甚災害の指定

1 激甚災害に係る財政援助措置	各部・班
-----------------	------

1 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

本部班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第4節 災害復興

1 体制の整備	各部・班
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	各部・班
3 想定される復興準備計画	各部・班
4 特定大規模災害時の措置	各部・班

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。なお、復旧状況に応じて、災害対策本部の業務を引き続き行う。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

市の防災対策としての行政施策（公助）や、自分の身は自ら守る（自助）ことも重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、県は、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

3 想定される復興準備計画

復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民

間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要の人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、県又は関係地方行政機関の長に対し職員の派遣等を要請する。